

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年4月15日開催分)

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	大田区職員定数基本計画（令和7年度～10年度）の策定について	1	田中 経営改革担当課長
	2	「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）について	2	宮本 施設整備課長
	3	（仮称）上池台二丁目複合施設（洗足区民センター）基本計画（案）について	3	宮本 施設整備課長
総務部	4	工事請負契約の報告について ①主要第23号線整備工事（池上新参道）その1 ②入新井第五小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）入新井第五小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期） ③大田区産業プラザ大展示ホール及びコンベンションホール吊物機構設備改修工事	1	武藤 経理管財課長
部 区民	5	大田区特別区税条例の一部改正について	1	東穂 課税課長

■ 大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

第1章 計画の目的と定数の適正管理に向けた方向性・戦略

総務財政委員会
令和7年4月15日

企画経営部 資料1番

所管 企画課

1 職員定数基本計画の目的

■ 背景

- ・これまで、職員定数は、様々な業務改革により業務・職員定数を縮減し、適正に管理してきた。
- ・しかし、近年は、多様化・複雑化する行政需要に迅速かつきめ細やかな対応を行う必要があり、これに着実に対応する区職員の確保が不可欠となっている。
- ・一方、人材の確保は厳しく、定年退職を迎える職員は高水準で推移する状況にあり、今後の推計では、業務量に対し職員数が不足する見込みとなっている。

このような状況に対応するためには、
職員定数の管理においても時代の変化に合わせた
転換が必要。

■ 目的

職員定数基本計画では、
今後の職員数や業務量等の見通しとともに、定数の適正管理に向けた方向性と戦略を示すことで、
全庁がこの危機的な状況を認識し、各部課において経営的視点をもった組織運営を行うとともに、
各職員が自分ごとと捉え本計画で示す取組を強力に実行する。

これにより、
区の将来像の実現に向けた基本計画・実施計画の
推進を下支えし、着実に施策を推進できる持続可
能な体制を構築する。

2 計画期間

令和7年度～令和10年度〈4年間〉

※基本計画第1期の中間見直しまでの期間に設定

■ 大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

第1章 計画の目的と定数の適正管理に向けた方向性・戦略

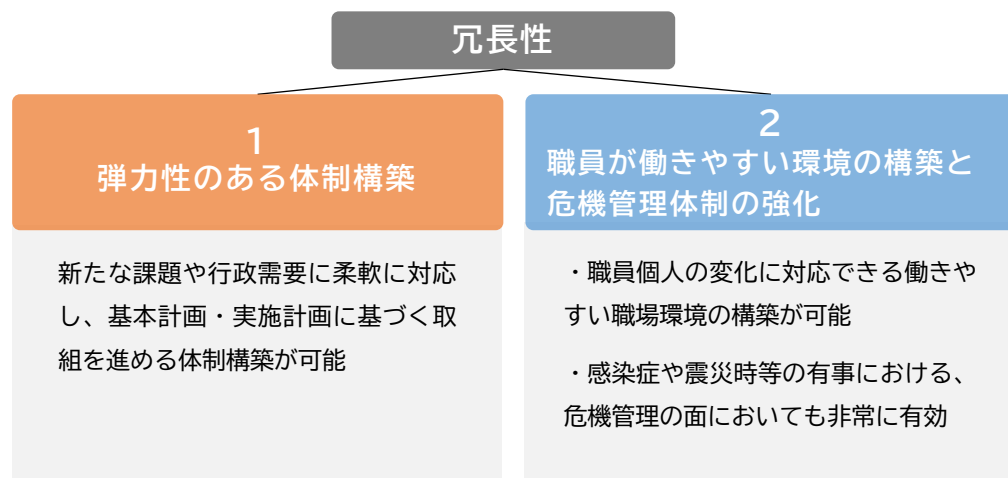
3 定数管理における今後の方向性と戦略

(1) 今後の職員数、業務量等の見通し

今後の推計を算出し、定数の適正管理に向けた方向性と戦略を検討する。

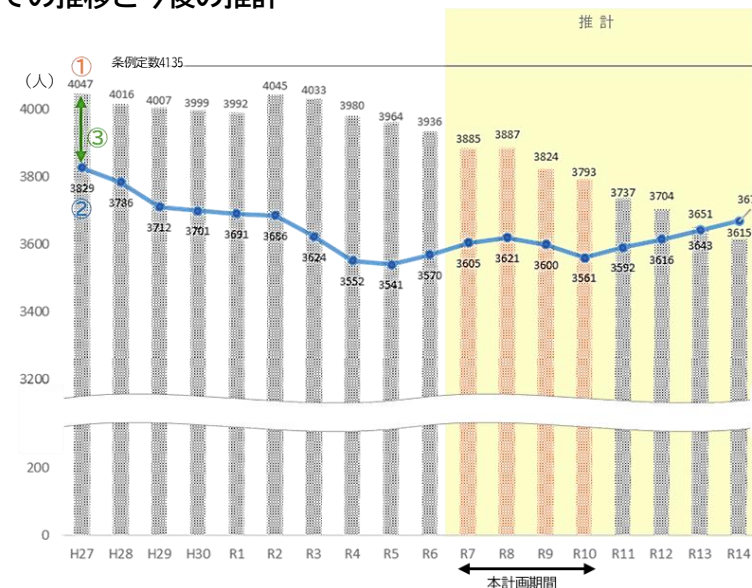
① 定数管理の新たな視点：「冗長性」

- ・ 時代の変化に合わせた定数管理へ転換するため、「冗長性」を加味した現員数の管理を行う。
- ・ これにより、次の2つの要素に対応することができる。



※冗長性：全体の制度・システムの中で、部分的に通常と異なる状態が生じた場合などにおいても、全体としては機能が維持できるような余力をいう

② これまでの推移と今後の推計



① 棒グラフ 現員数

- ・ 現況で示した近年の退職及び採用数等の傾向を踏まえた推計
- ・ R8以降、現員数は減少

② 折れ線 業務量 (人換算)

- ・ 過去の行政需要への対応実績を基に 冗長性「弾力性のある体制構築」を加味
- ・ 保育園・児童館の民営化・業務委託などで今までは減少してきたが、今後は大幅な減少は見込めず増加傾向

③ 両グラフの差 過員

- ・ 業務量を超える現員数は、過員となり年度途中の退職や休業などに対応する
- ・ 有事には、迅速な執行体制構築に寄与し、冗長性「職員が働きやすい環境の構築と危機管理体制の強化」として機能する
- ・ 一定の確保が必要だが、今後は減少していき、R14には過員がなくなる見込み

■ 大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

第1章 計画の目的と定数の適正管理に向けた方向性・戦略

3 定数管理における今後の方向性と戦略

（2）推計を踏まえた定数管理の方向性

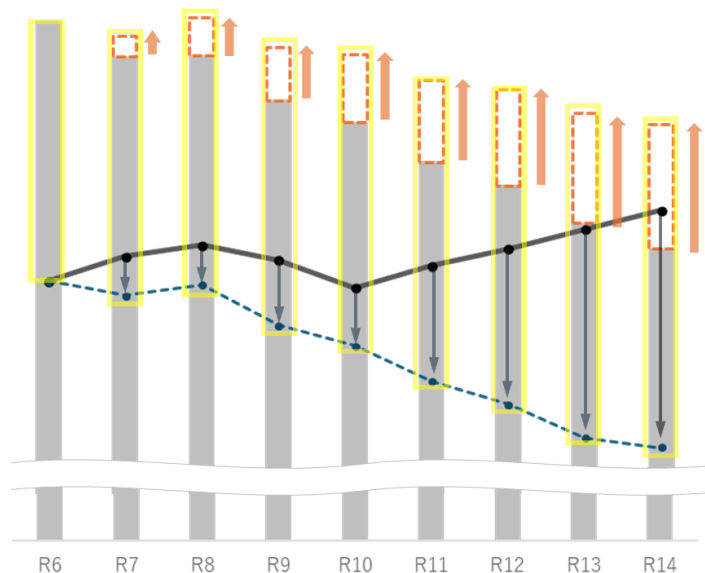
！ 今後の推計では、R14には業務量が現員数を上回る想定

- 区の将来像の実現のほか、既存の行政サービスの安定的な提供も危ぶまれる
- 働きやすい職場環境の構築が困難となるほか、災害等への対応力が低下する

◎ このような危機的な状況に対応するために、
本計画では、戦略及び方策を示し、全庁を挙げて経営改革に取り組むことで、
業務量に見合った現員数の確保とともに、
一定数の過員を維持し就職先として選ばれる魅力的な職場環境の整備を目指す。

管理目標
・ 条例定数(4,135)内で業務量に見合った人員の措置を実施
・ 本計画期間においては、 現員数に対する 過員の割合を R6の約9%から10%に引き上げ、 令和14年度には12%確保する

※過去10年の休職者等の実績を踏まえ過員割合を設定



◎ 人材を確保するための取組
→ 棒グラフ（現員数）を上方へ

◎ 業務量を最適化するための取組
→ 折れ線のグラフ（業務量）を下方へ

業務量に見合った人員と過員を確保

大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

第1章 計画の目的と定数の適正管理に向けた方向性・戦略

3 定数管理における今後の方向性と戦略

（3）定数の適正管理に向けた戦略

管理目標を達成するための戦略及び方策を2つの視点で設定。

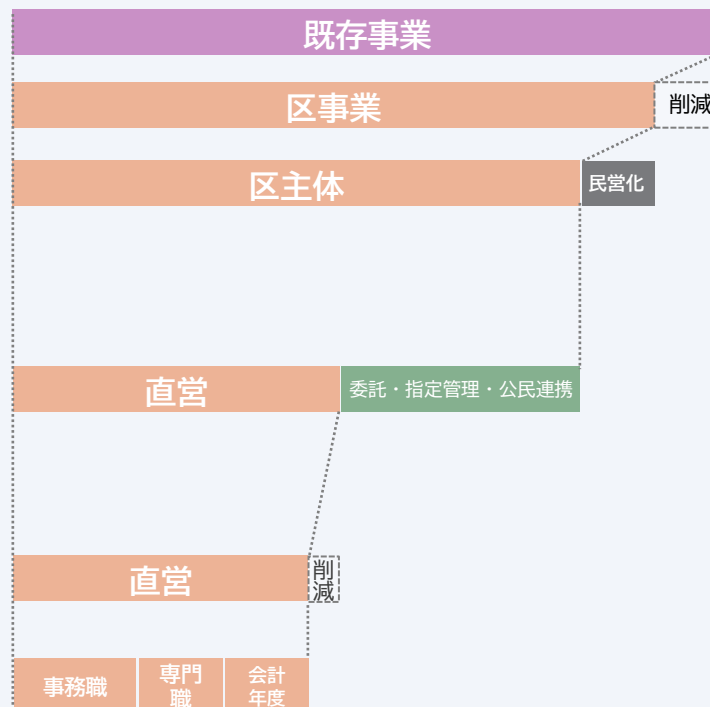
全庁を挙げてこれらに強力に取り組むとともに、毎年度更新する『大田区持続可能な自治体経営実践戦略』等を通じて実施状況の確認と効果の検証を行う。

▼ 視点1：行うべき業務への対応

STEP1 事業の必要性・主体の見直し

- ◎ 事業見直しによる統廃合
- ◎ 実施主体見直しによる廃止

＜イメージ＞



STEP2 実施手法の見直し

- ◎ 民間や外郭団体を活用した委託、公民連携などの推進



STEP3 業務改革と執行体制の見直し

- ◎ DXの推進
- ◎ 限られた人員の戦略的活用と効果的な体制づくり



▼ 視点2：職員体制の強化

- ◎ 採用数の増加に向けた取組
- ◎ 長く働いてもらうための取組
- ◎ 病気休職者を出さないための取組
- ◎ ノウハウの継承と職員能力の向上
- ◎ 会計年度任用職員の確保と活用

■ 大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

第2章 職員数と業務量等の推計における考慮事項

⇒ 第2章では、今後の推計の算出に当たり考慮した事項を整理。

1 これまでの取組と検証

ア 職員定数基本計画（R4～R6）における取組

新たな行政需要に対応するための人員を措置し、体制強化を実施すると同時に、現員数を適正に管理するために様々な業務改革を行ってきた。

主な新たな行政需要への対応

- ・ こどもや家庭に対する切れ目のない支援
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり

等

主な業務改革

- ・ 事務事業の見直し・再構築
- ・ 運営体制の見直し
- ・ 会計年度任用職員の効果的活用

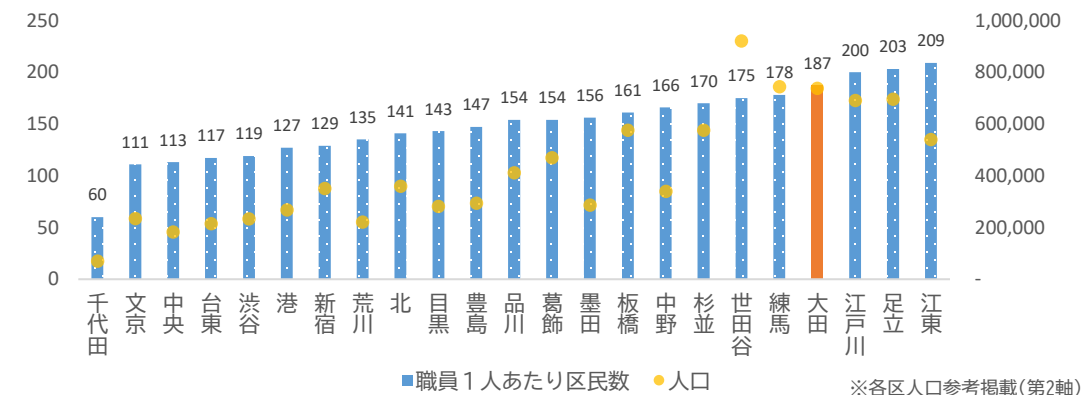
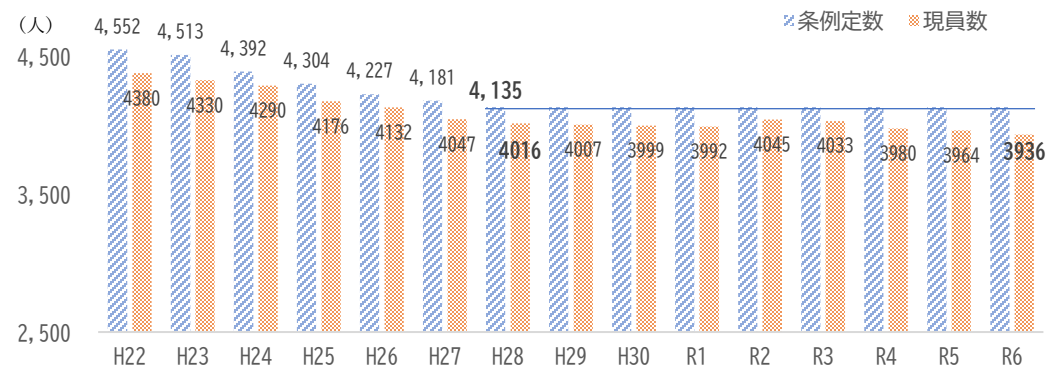
等

イ 職員数の推移

⇒ 現員数の上限である条例定数は、業務改革の取組により縮減され平成28年度以降は4,135人を維持し、この範囲内で現員数の管理を行い、効率的な執行体制が構築されている。

⇒ 大田区は、人口が同規模の他区と比較し、職員1人当たりの区民数が概ね同水準に位置している。

■ 条例定数と現員数の推移



■ 大田区職員定数基本計画（令和7年度～令和10年度）の策定について

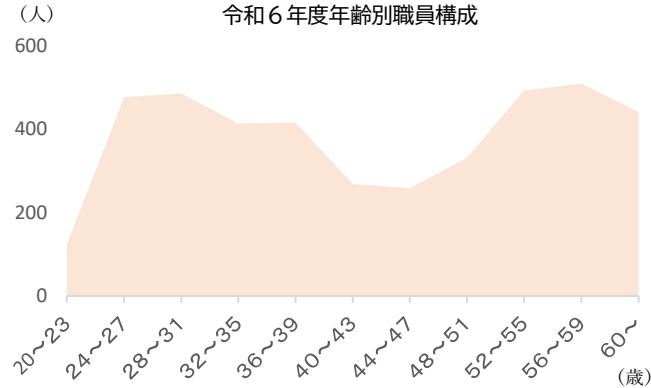
第2章 職員数と業務量等の推計における考慮事項

2 職員体制における現況

現員数に影響する主な3要素の現況を確認し、現員数の今後の推計の基礎とした。

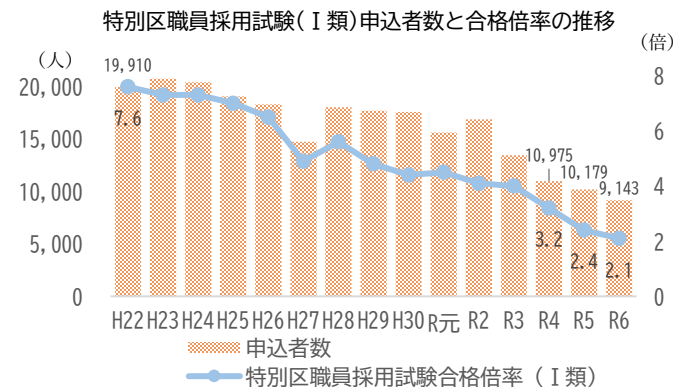
▼ 退職

- ◎ 定年退職を迎える職員は高水準で推移
- ◎ 勸奨退職、普通退職を選択する職員も増加



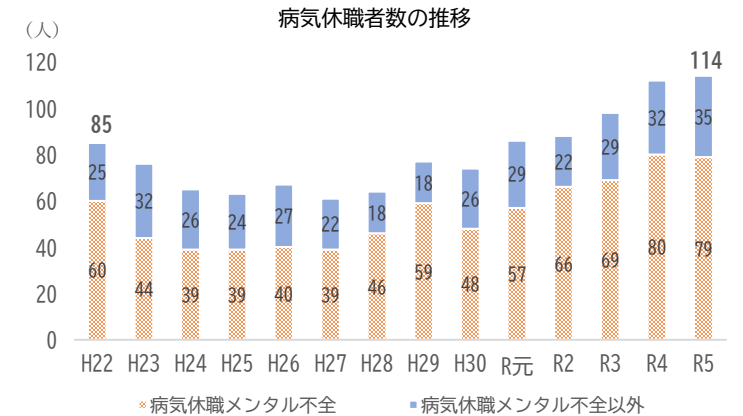
▼ 採用

- ◎ 特別区職員採用試験のI類申込数と合格倍率は、いずれも減少傾向

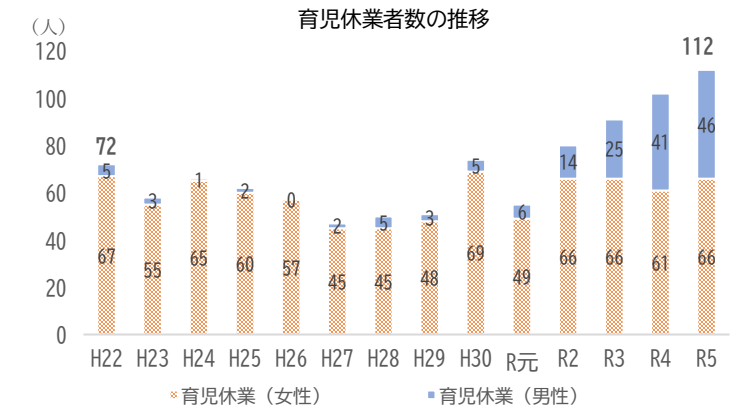


▼ 定数外職員 (病気休職や育児休業)

- ◎ メンタル不全による休職が増加傾向



- ◎ 育児休業は高水準で推移、かつ 男性の育児休業取得者数が増加傾向



3 将来像の実現に向けた取組

基本計画・実施計画等から今後想定される取組事項を抽出し、今後の業務量の推計の基礎とした。

大田区職員定数基本計画

(令和 7 年度～令和 10 年度)

大田区

令和 7 年 3 月

目次

第1章 計画の目的 と 定数の適正管理に向けた方向性・戦略.....	1
1 職員定数基本計画の目的.....	1
2 計画期間	2
3 定数管理における今後の方向性と戦略.....	2
(1) 今後の職員数、業務量等の見通し	2
(2) 推計を踏まえた定数管理の方向性.....	6
(3) 定数の適正管理に向けた戦略	7
第2章 職員数と業務量等の推計における考慮事項	9
1 これまでの取組と検証.....	9
2 職員体制における現況.....	12
3 将来像の実現に向けた取組	15
資料編：前計画 職員定数基本計画（令和4年度～令和6年度）における具体的な取組	16
1 新たな行政需要等への対応	16
2 新たな行政需要に対応するための業務改革.....	18

第1章 計画の目的 と 定数の適正管理に向けた方向性・戦略

1 職員定数基本計画の目的

大田区では令和6年3月に、大田区に関わる全ての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため新たな基本構想を策定しました。

また、令和7年3月には、基本構想で掲げる将来像を実現することを目指し、区の施策を総合的かつ体系的に示す基本計画と、基本計画を着実に推進するための年度別計画である実施計画を策定するとともに、基本計画の効果を高め、効果的・効率的に推進する体制を構築するため、令和7年4月1日付けで大規模な組織改正を行いました。

これまでの職員定数の管理においては、民間が行うことによる効率化やサービスの向上を目指して、保育園の民営化や技能系業務の民間委託を進めるなど、様々な業務改革により、業務・職員定数を縮減し、適正に管理してきました。しかし、少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、区を取り巻く社会情勢が刻々と変化する近年の状況下においては、多様化・複雑化する行政需要に迅速かつきめ細やかな対応を行う必要があり、これに着実に対応する区職員の確保が不可欠となっています。

一方、少子高齢化による生産年齢人口の減少や魅力的な職場づくりに取り組む民間企業が増える中では、人材の確保が厳しい状況にあるとともに、定年退職を迎える職員が高水準で推移することも予想されており、今後の推計では、区職員は減少していき、業務量に対し職員数が不足する見込みとなっています。

このような状況に対応するためには、職員定数の管理においても時代の変化に合わせた転換が必要です。

このため、職員定数基本計画（以下「本計画」という。）では、中長期的な区の人口推計を踏まえつつ、今後の職員数や業務量等の見通しとともに、定数の適正管理に向けた方向性と戦略を示します。全庁がこの危機的な状況を認識し、それぞれの部課において経営的視点をもった組織運営を行うとともに、各職員が自分ごとと捉え本計画で示す取組を強力に実行することで、区民の負託に的確に応えます。

これにより、区の将来像である、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向けた基本計画・実施計画の推進を下支えし、着実に施策を推進できる持続可能な体制を構築します。

2 計画期間

基本計画は、令和7年度から令和14年度までの8年間を第1期としており、その4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行うこととしています。本計画では、この計画期間を踏まえ、第1期の中間見直しまでの期間である令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間とします。

3 定数管理における今後の方向性と戦略

(1) 今後の職員数、業務量等の見直し

定数の適正管理に向けた方向性と戦略を検討する前提として、職員数、業務量等の今後の推計を算出します。

①定数管理¹の新たな視点：「冗長性」

時代の変化に合わせた定数管理の転換に当たっては、区を取り巻く環境の変化への対応や、働きやすい環境の構築、災害等への対応力を強化するため、定数管理における新たな視点として「冗長性」を設定し、推計に加味します。

冗長性の意義

新型コロナウイルスの流行や震災など、近年は特に緊急的に人的資源が必要な状況が発生してきました。従来は、業務を効率的に行うことを第一に事務事業の執行に必要な人員を算定するという考え方を主として現員数の管理を行ってきましたが、今後は近年のこういった状況を踏まえ、考え方を整理する必要があります。

「冗長性」とは、本来は“余分や重複がある状態”を意味することですが、ここでは、“全体の制度・システムの中で、部分的に通常と異なる状態が生じた場合などにおいても、全体としては機能が維持できるような余力”という意味で使っています。

現員数の管理において「冗長性」を持たせることにより、次の2つの要素に対応することができます。

¹ 定数管理

大田区職員定数条例（昭和50年3月31日条例第28号）では、条例定数を定めており、この範囲内で職員数の管理を行います。管理を行う職員数は、以下のとおり計算される「現員数」となります。

$$\text{現員数} = \text{総職員数（区に在籍する全ての職員）} - \text{定数外職員（大田区職員定数条例で定数外と定めている職員）} \\ \text{（臨時・非常勤を除く）} \qquad \qquad \qquad \text{（派遣・休職・育児休業など）}$$

◎ 2つの冗長性

1

弾力性のある 体制構築

新たな課題や行政需要に柔軟に対応し、基本計画・実施計画に基づく取組を進める体制とすることができるため、戦略的で持続可能な自治体経営の推進に寄与します。

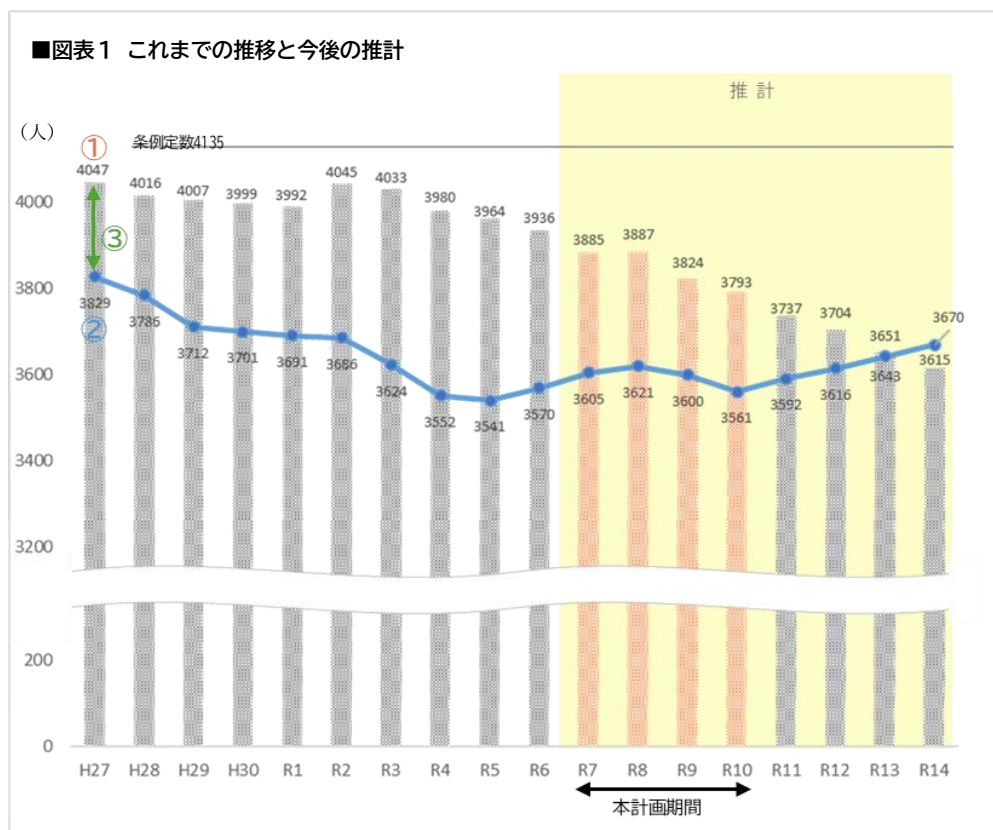
2

職員が働きやすい 環境の構築と 危機管理体制の強化

育児休業・病気休職の取得をはじめとした、職員個人の変化に対応できる働きやすい職場環境を構築することができます。さらに、このような余力のある体制は、今後、発生が懸念されている首都直下地震等の自然災害や新たな感染症の発生時において、迅速に緊急対応にあたることができるため、危機管理の面においても非常に有効となります。

②これまでの推移と今後の推計

これまでの推移と、現員数・業務量・過員の3つの視点から行った今後の推計は下図のとおりです。



【図表1 ①棒グラフ】

これまでの現員数の推移と近年の退職・採用数を踏まえた現員数の推計

近年の退職及び採用数等の傾向を踏まえた現員数の推計です。令和8年度以降、上図棒グラフのとおり現員数は減少していくことが見込まれます。

【図表1 ②折れ線グラフ】

これまでの業務量の推移と「冗長性：弾力性のある体制構築」を踏まえた業務量の推計

過去の行政需要への対応実績を基に算出した業務量（人換算）の推計です。区の将来像の実現に向けて基本計画・実施計画を着実に推進するとともに、新たな行政需要にも対応していく必要があるため、冗長性（「1弾力性のある体制構築」）を踏まえた推計を行いました。これまでの、保育園の民営化や技能系職種の退職不補充等の推進により、業務量を縮減してきましたが、民営化や業務委託が一定進んできたことや、技能系職員の減少により、今後は大幅な減少は見込めず、業務量が増加傾向となる見込みです。

【図表 1 ③両グラフの差】

これまでの過員の推移と推計

～「冗長性：職員が働きやすい環境の構築と危機管理体制の強化」の動向～

棒グラフと折れ線グラフの差は「過員」です。現在区では、職員の年度途中の退職や休業などの変化に対応するため、業務量（人換算）を超える現員数が「過員」として確保されています。職員が育児休業を取得し、代わりの職員を配置する場合などはこの過員部分から対応しています。また、地震等の自然災害や新たな感染症など、平時と異なる対応の必要が生じた場合も過員を活用し、迅速な執行体制の構築を図っています。このように「過員」は、冗長性（「2 職員が働きやすい環境の構築と危機管理体制の強化」）として機能し、一定数の確保が必要となります。

しかし、今後の推計では、令和 7 年度から減少していき、令和 14 年度には業務量（人換算）が現員数を上回ることで「過員」がなくなる見込みです。

（２）推計を踏まえた定数管理の方向性

今後の推計では、令和 14 年度には業務量（人換算）が現員数を上回ることが想定されており、新たな行政需要への対応、ひいては、基本構想で掲げた将来像の実現が困難となることに加え、既存の行政サービスの安定的な提供も危ぶまれます。

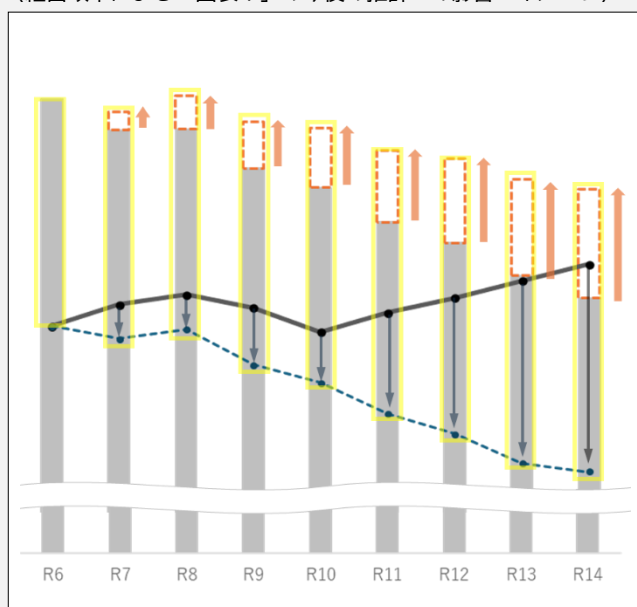
また、過員がなくなることによって冗長性が失われ、働きやすい職場環境の構築が困難となることや、自然災害等への対応力の低下が見込まれます。

このような危機的な状況に対応するために、管理目標を設定の上、計画期間である 4 年間（令和 7 年度～令和 10 年度）で次に示す戦略を基に経営改革を行い、業務量に見合った必要な現員数と、一定数の過員を確保し、就職先として選ばれる魅力的な職場環境の整備を目指します。

管理目標

本計画期間では、条例定数(4,135)内で業務量に見合った人員の措置を実施するとともに、現員数に対する過員の割合を 10%に引き上げ、令和 14 年度には 12%確保することを目指します。

〈経営改革による「図表 1」の今後の推計への影響：イメージ〉



◎人材を確保するための取組により、棒グラフ（現員数）を上方へ

◎業務量を最適化するための取組により、折れ線グラフ（業務量（人換算））を下方へ

業務量に見合った人員
と過員を確保

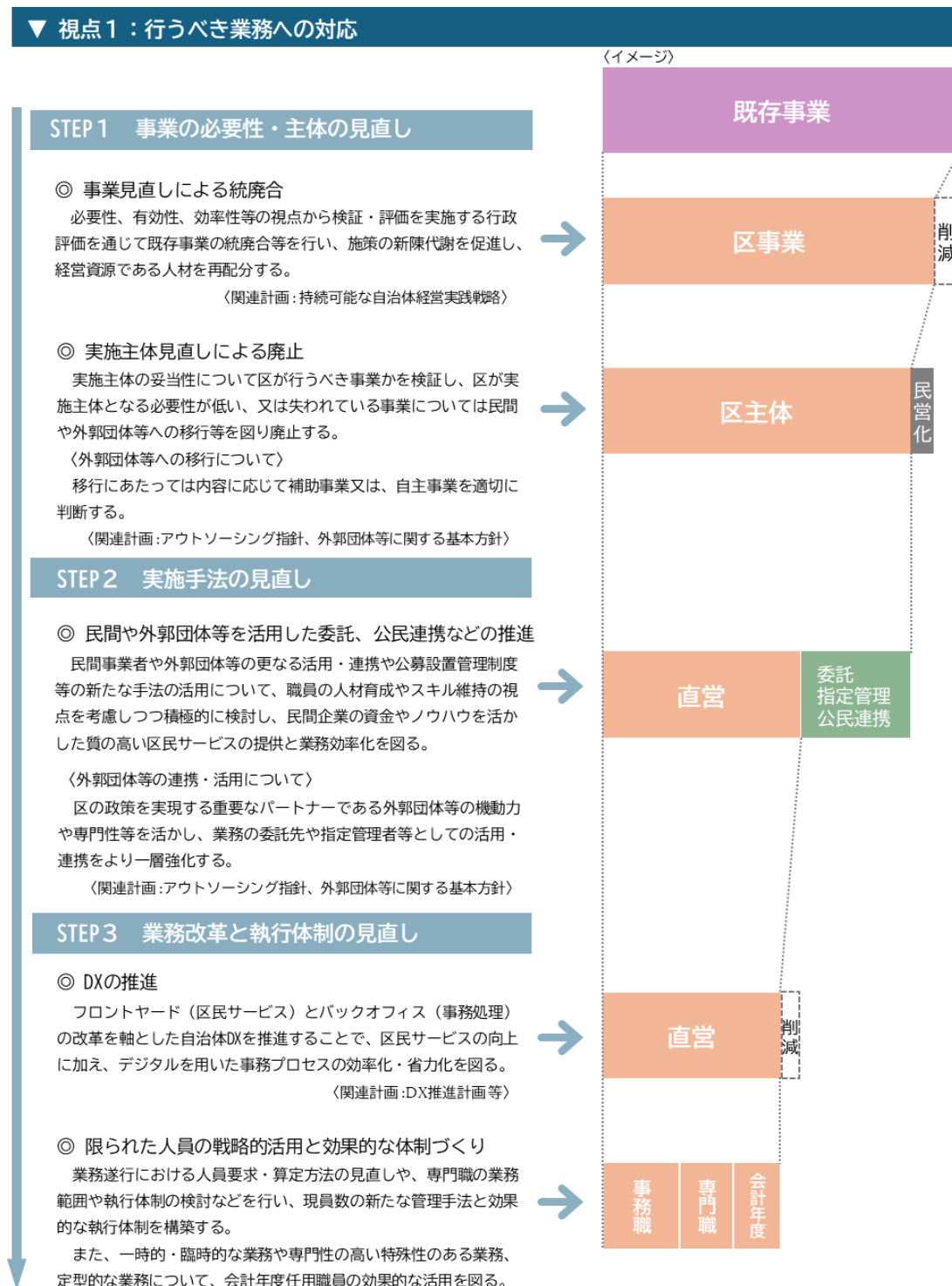
〈管理目標の設定における考え方〉

確保すべき過員数は、過去10年間に於ける病気休職・育児休業の取得者数の実績を踏まえ、現員数に対する過員の割合を令和 6 年度の約 9 %から段階的に増やしていき、基本計画第1期の終期である令和14年度には 3 %増の12%を確保することを目指します。

冗長性を踏まえた業務量の推移と、過員の必要性を鑑み、現在の条例定数4,135人は維持し、この範囲において管理目標を定め、定数管理を行います。

(3) 定数の適正管理に向けた戦略

管理目標を達成するための戦略及び方策は以下のとおりです。全庁を挙げてこれらに強力に取り組むとともに、毎年度更新する『大田区持続可能な自治体経営実践戦略』等を通じて実施状況の確認と効果の検証を行います。



▼ 視点2：職員体制の強化

1 採用数の増加に向けた取組

有為な人材を確保するため、従来型の採用説明会にとどまることなく、民間転職市場への積極的なアプローチやオンライン説明会などを実施し、戦略的に採用PRを展開するほか、新たな採用方法や多様な任用形態を調査・研究する。

〈関連計画：人材育成・確保基本方針〉

2 長く働いてもらうための取組

職員個々の適性や能力を考慮しつつ弾力的な職員配置を実施し、区民満足度の高い行政サービスの提供と、職員が成長実感を得られる配置を推進するほか、休暇・休業制度を拡充し、職員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を図る。

〈関連計画：人材育成・確保基本方針等〉

3 病気休職者を出さないための取組

職場におけるストレス要因の把握・分析と職場環境の改善に取り組むほか、セルフケアの促進や、管理監督者によるラインケアの推進とともに、相談体制の充実を図ることで、ハラスメントの防止やメンタルヘルス不調の予防・早期対応に資する仕組みを構築する。

〈関連計画：大田区職員の「心の健康づくり計画」等〉

4 ノウハウの継承と職員能力の向上

主体的な職場研修（OJT）を通じて、世代交代に対応する職員間のノウハウの継承を着実に実施するほか、職場外における専門的な研修やリスクリングの推進により新たな政策課題に対応できる職員を育成し、職員の能力の向上を図る。

〈関連計画：人材育成・確保基本方針〉

5 会計年度任用職員の確保と活用

会計年度任用職員は、効果的・効率的な行政運営を推進するに当たり重要な人的資源であるため、常勤職員同様に採用数の増加に向けた取組や働きやすい環境づくり、能力向上を図るとともに、制度拡充に向けた研究を行う。

第2章 職員数と業務量等の推計における考慮事項

今後の推計の算出に当たっては、これまでの取組の検証と現況の確認を実施し、考慮すべき事項を整理しています。

1 これまでの取組と検証

ア 職員定数基本計画（令和4年度～令和6年度）における取組

職員定数基本計画（令和4年度～令和6年度）（以下「前計画」という。）は当初、令和4年度～令和5年度を計画期間としていましたが、新たな基本計画・実施計画が令和7年度からの計画として策定されることとなったため、策定期限を合わせるために計画期間を1年延長しています。前計画に基づき新たに発生した行政需要等へ対応するとともに、現員数を適正に管理するために様々な業務改革を行いました。

〈増員により対応した行政需要の例〉

- ・ こどもや家庭に対する切れ目のない支援
- ・ 創造的な資質・能力の育成と個に応じた学びの支援
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応
- ・ 健康づくり活動の推進
- ・ 文化とふれあう機会の創出
- ・ 気候変動緩和策の推進
- ・ 産業振興施策の推進・強化
- ・ HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり
- ・ あらゆる災害に対する防災力の強化
- ・ 鉄道沿線まちづくりの推進
- ・ SDGs 未来都市計画の推進

〈新たな行政需要に対応するための業務改革〉

ア 事務事業の見直し・再構築

- ・ 公共施設予約システムの更改
- ・ 事業の効果検証、再構築の実施
- ・ 外郭団体等との適切な役割分担による既存事業の総量抑制・事業効果拡大

イ 業務の効率化

- ・ 書かない窓口の推進
- ・ RPA の活用
- ・ 庁内端末機器の更改

ウ 運営体制の見直し

- ・ 会計年度任用職員に係る社会保険事務の集約
- ・ 都市計画関係事務の集約
- ・ 保育の必要性の認定事務の執行体制見直し
- ・ 係の統合による担当係長制

エ 会計年度任用職員の効果的活用

- ・ 専門性の高い知識や経験を有する業務への活用等

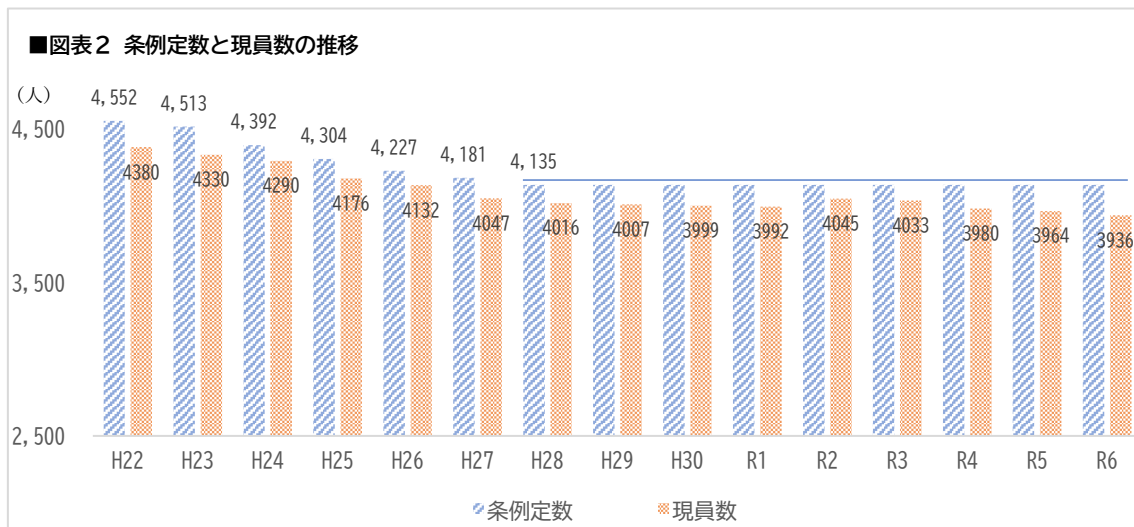
※具体的な取組内容は「資料編」にて掲載

イ 職員数の推移

① 条例定数と現員数の推移²

条例定数については、平成 7 年度の事務事業等適正化計画及びおおた改革推進プラン 21 以降、継続的に業務の見直しを行い縮減に努めてきました。過去の計画に基づく条例定数の変化は、以下のとおりです。

計画名等	期 間	条例定数の 縮減実績	条例定数の増 加実績	備 考
平成 6 年 4 月 1 日現在の条例定数		6,264 人		
事務事業等適正化計画 おおた改革推進プラン 21	平成 7～15 年度	△1,055 人	419 人	条例定数増加は平成 12 年度 の清掃事務移管に伴うもの。
大田区職員定数基本計画	平成 16～22 年度	△1,076 人		当初計画(平成 16～20 年度) を 2 年延長。
大田区職員定数基本計画	平成 23～25 年度	△248 人		
大田区職員定数基本計画	平成 26～28 年度	△169 人		フルタイム再任用職員の任用 開始(平成 26 年度～)。
大田区職員定数基本計画	平成 29～ 令和 3 年度	±0 人		
大田区職員定数基本計画	令和 4～ 令和 6 年度			定年年齢の引上げ(令和 5 年度 ～)、当初計画(令和 4～5 年 度)を 1 年延長。
条 例 定 数 増 減 合 計		△2,548 人	419 人	
令和 6 年 4 月 1 日現在の条例定数		4,135 人		



平成 6 年 4 月 1 日現在の 6,264 人から、令和 6 年 4 月 1 日現在で 4,135 人まで縮減し、平成 28 年度以降は 4,135 人を維持し、現員数の管理を行っています。

² 「条例定数」… 大田区職員定数条例(昭和 50 年 3 月 31 日条例第 28 号)第 2 条に定める職員の定数の合計

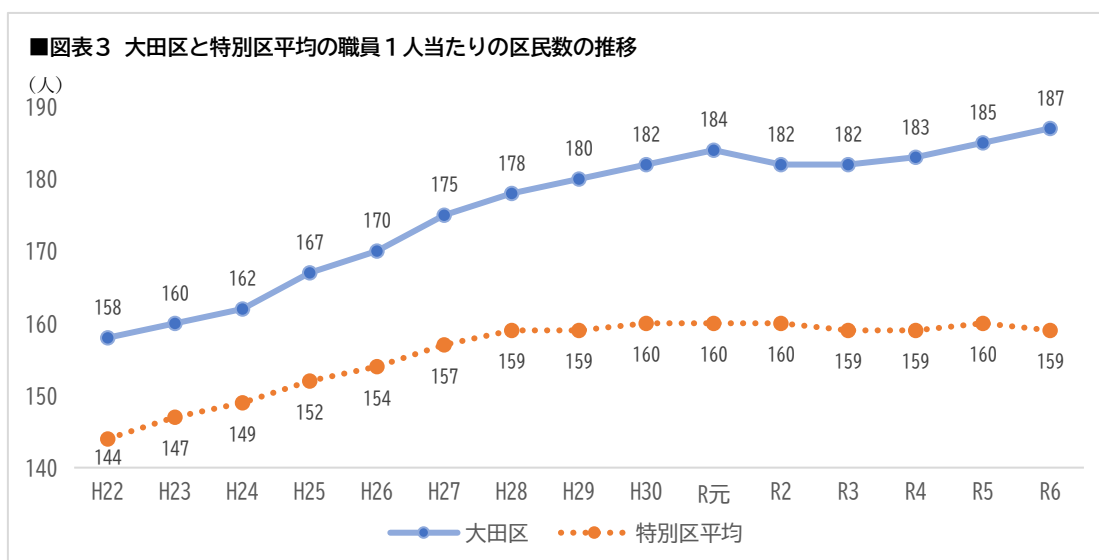
(事務事業を執行していくために必要な「現員数」の上限)です。

「現員数」… 区に在籍している総職員から大田区職員定数条例で定める定数外職員(派遣、休職、育児休業等)を除いた人数です。

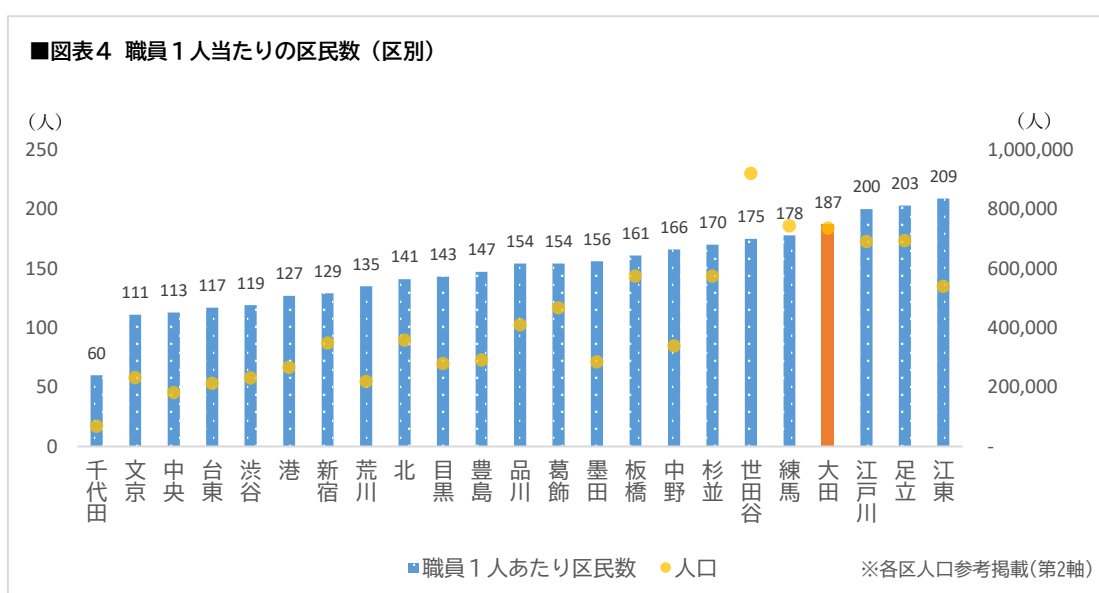
②職員 1 人当たり区民数の推移 と 他区比較

人口³を現員数で割った職員 1 人当たりの区民数の推移をみると、大田区では増加傾向を示しており、特別区の平均を上回り 180 人台で推移しています。

特別区の各区の状況は図表 4 のとおりで、スケールメリットにより人口の多い区が高い数値となる傾向がみられるほか、出先機関の数や民間活力の活用度合、区立児童相談所の設置の有無等が影響していることが考えられます。大田区は、人口が同規模の他区と比較し、職員 1 人当たりの区民数が概ね同水準に位置しています。



『大田区人事白書』より抜粋



『大田区人事白書』より抜粋

³ 「人口」は、住民基本台帳法より記録された各年度の 4 月 1 日現在の人口（外国人を含む）です。

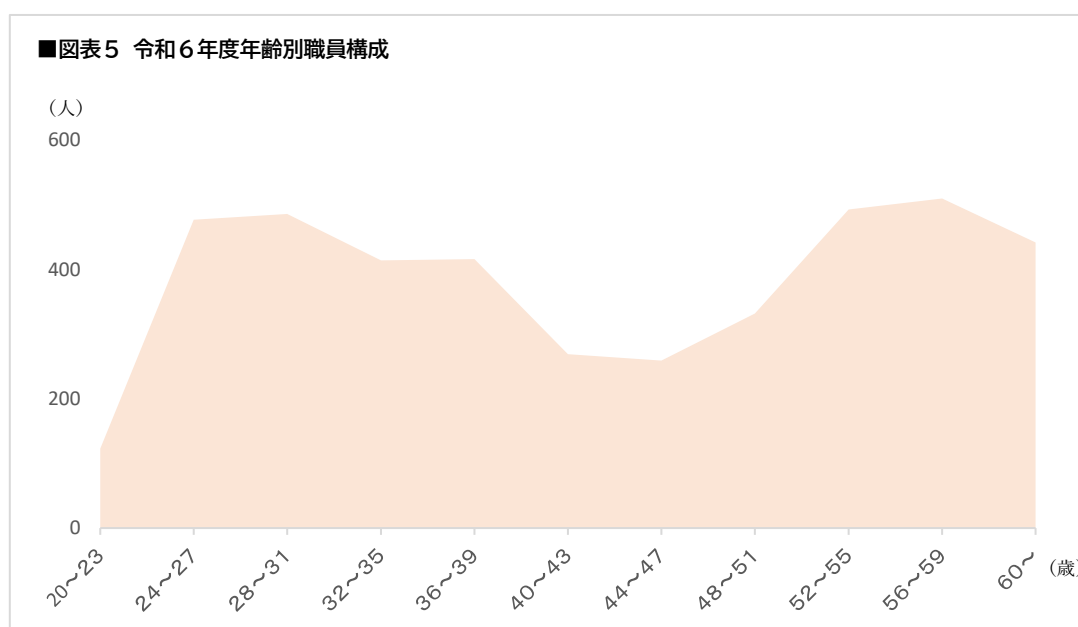
2 職員体制における現況

現員数は、退職する職員数と新たに採用する職員数、また、休職や育児休業を取得する職員数によって変化します。社会情勢の変化などによりこの傾向にも変化が生じています。

今後の現員数の推計に当たっては、これらの傾向を算定基礎としています。

ア 退職

職員の年齢構成を踏まえると、定年退職を迎える職員は高水準で推移することが予想されます。また、職員の意識の変化から、定年前であっても勧奨退職を選択する職員や、転職のために普通退職を選択する職員も増えています。

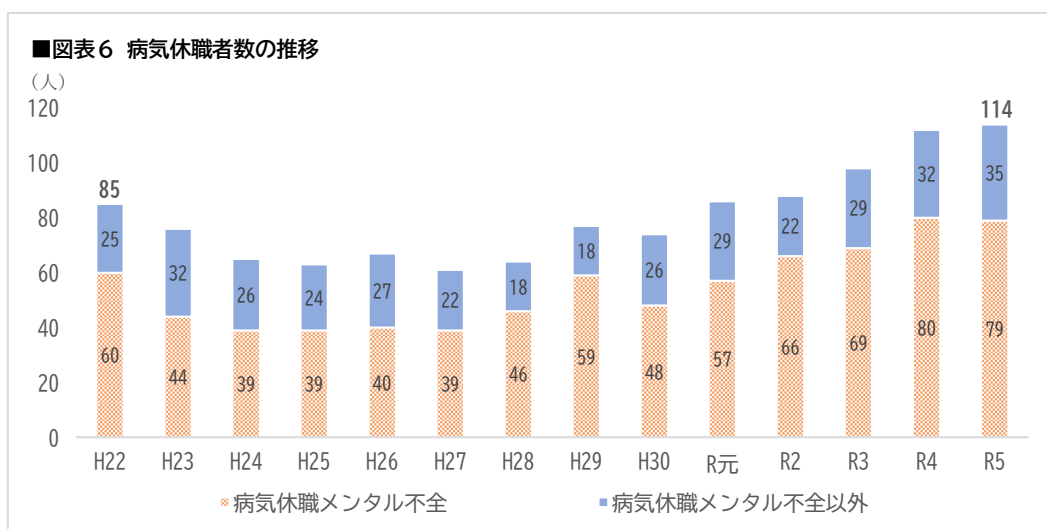


『大田区の給与・定員管理等について』より抜粋

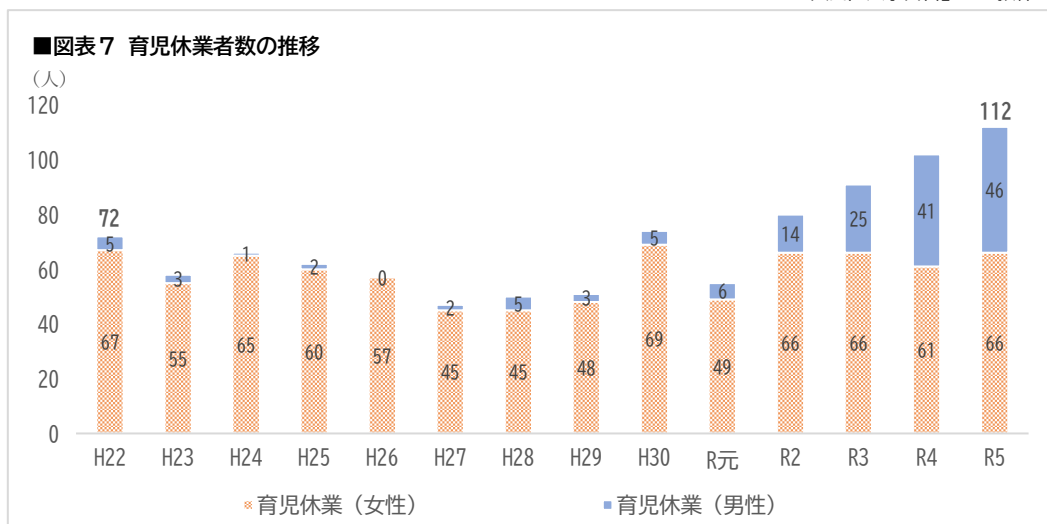
イ 病気休職や育児休業など定数外職員⁴の状況

職務の高度化や複雑化を背景に、病気休職取得者は増加傾向にあります。近年では、このうちメンタル不全を理由とする休職は病気休職者全体の概ね6～7割を占めている状況です。

育児休業についても増加傾向にあります。特に近年は男性の育児休業取得率が高まり、令和5年度では66.7%となりました。年齢構成を踏まえると、今後も育児休業取得者は高水準で推移するとともに、育児・介護休業法の改正による男性の育児休業取得の促進等により引き続き男性の育児休業取得者数の増加が見込まれます。



『大田区人事白書』より抜粋



『大田区人事白書』より抜粋

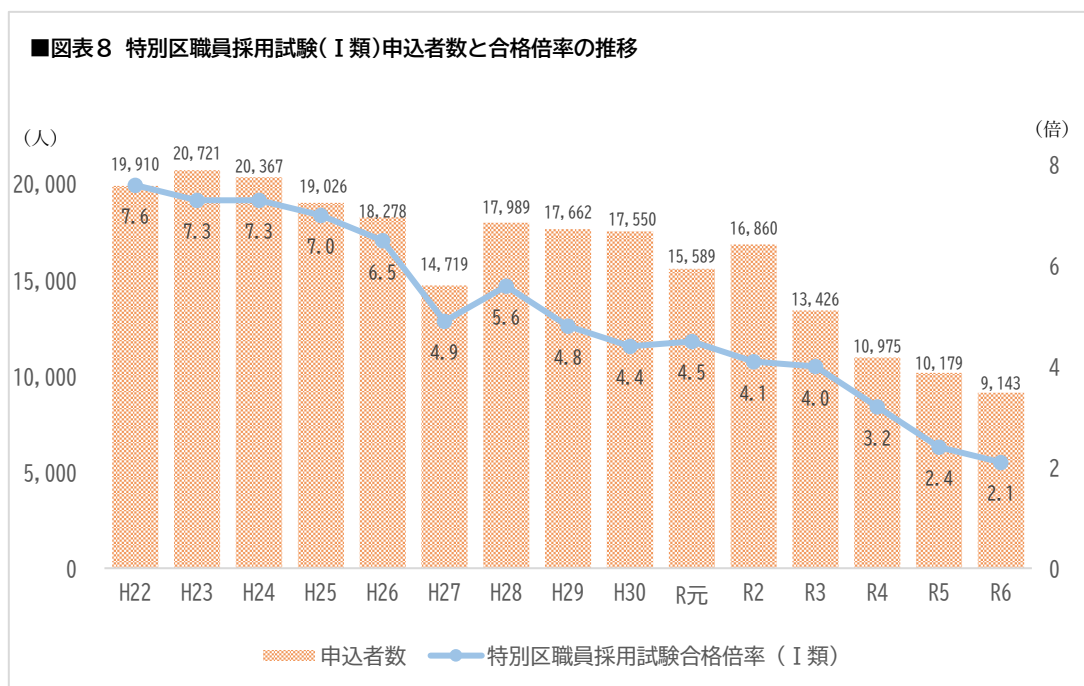
⁴ 定数外職員（大田区職員定数条例第2条（抜粋））

第3項 国、他の地方公共団体その他の団体における研修、派遣、事務従事、休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業、6月以上の職務免除及び併任の場合の職員の定数は、これを定数外とする。

第4項 休職者、育児休業者及び公務災害休業者が復職した場合の職員の定数は、1年間を限り、これを定数外とすることができる。

ウ 採用

特別区人事委員会による、特別区職員採用試験のⅠ類申込数と合格倍率をみると、いずれも大きく減少しています。採用予定数は近年増加していますが、申込者数は減少傾向になっており、採用環境は厳しい状況にあります。



特別区人事委員会 HP「Ⅰ類採用試験実施状況」より抜粋

■ 国の人事院勧告から見る人材確保をめぐる動き

令和6年の人事院勧告(報告文・勧告文)では、国家公務員の人材確保の現状について“依然として危機的な状況にある。”と報告しており、採用試験の申込者数や退職の傾向についての現状確認とともに、危機的状況に至った要因について分析の上、改革の方向性及び改善のための施策について示されました。

区のみならず国やほか地方自治体でも、近年の人材確保等を含む職員体制の構築において厳しい状況であることが伺え、この状況を改善させるための抜本的な取組を検討する動きが見られます。

▽ 取組の一例

- 1 多様で有為な人材確保(人材確保に資する処遇の改善、採用手法の更なる見直し 等)
- 2 職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上(自律的・主体的なキャリア形成支援 等)
- 3 Well-beingの実現に向けた環境整備(時代に即した働き方の推進、仕事と生活の両立支援の拡充 等)

令和6年「人事院勧告文・報告文」より抜粋

3 将来像の実現に向けた取組

令和7年3月に基本計画及び実施計画が策定され、基本構想で掲げる将来像の実現に向けた取組を進めていくことが求められます。基本計画・実施計画等で今後想定されている主な取組事項は以下のとおりです。業務量の推計に当たり、算定の基礎としています。

■参考：区の将来像の実現に向けた主な取組

- ・（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備と相談支援体制の充実
- ・5歳児健康診査などの乳幼児健康診査
- ・ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・児童・生徒等への相談支援の充実
- ・地域生活支援拠点等の充実
- ・大田区福祉人材育成・交流センターの運営
- ・区所蔵美術品による文化創造空間の創出
- ・脱炭素まちづくりの推進に向けた区による率先行動
- ・「HANEDA×PiO」の充実・活用
- ・ものづくり人材育成・確保の支援
- ・大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築
- ・体感治安の向上
- ・平和島駅周辺地区など身近な地域の魅力づくり
- ・区内公共交通の改善
- ・HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり
- ・魅力ある公園のあり方・利活用・整備方針等の策定
- ・自治体 DX の推進
- ・カスタマーハラスメントの対策
- ・施設マネジメント・施設評価

資料編：前計画 職員定数基本計画（令和4年度～令和6年度）における具体的な取組

1 新たな行政需要等への対応

〈増員により対応した行政需要の例〉

・子どもや家庭に対する切れ目のない支援

周囲から孤立した子育てに陥ることがないように、妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援するため、「とうきょう子育て応援パートナー事業」や「予防的支援推進とうきょうモデル事業」を実施するとともに、子どもと家庭の相談窓口である子ども家庭センターを地域庁舎に開設しました。

また、虐待の未然防止から専門的支援を切れ目なく実施し、地域に根差した子どもと家庭の総合的な支援を行うため、「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」の令和8年度中の開設に向けた準備を行いました。

さらに、全ての子ども・若者についても切れ目なく包括的かつ継続的に支援し、多様な社会体験の提供や居場所を通じた地域活動支援などを進めるため、児童館のあり方の検討、大田区若者サポートセンター「フラットおおた」の開設などを行いました。

・創造的な資質・能力の育成と個に応じた学びの支援

「創造的な資質・能力」の育成を目指し、STEAM教育等の教科等横断的な学びを推進する区独自教科「おおたの未来づくり」を令和7年度から区立小学校で全面的に実施するため、授業を支援するためのプラットフォームを構築するとともに、研究実践校を拡大し、教科の研究を進めました。

また、不登校対策基本方針及び不登校対策アクションプランに基づき、学びの多様化学校分教室「みらい学園中等部」における転入学支援スペースの設置や、学びの多様化学校分教室「みらい学園初等部」を開室するとともに、学びの多様化学校（学校型）設置に向けた検討を進めました。

・重層的支援体制整備事業の推進

複雑化した支援ニーズに対し、関係機関等と連携してチームでの支援を進めるとともに、地域の多様な関係団体等との連携・協働の下、早期把握・早期支援による予防的福祉を実施するため、重層的支援体制整備事業を実施しました。

・新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症へ迅速に対応するため保健所の体制を強化し、新型コロナワクチンの集団接種会場の設置や相談体制の充実などを図りました。

・健康づくり活動の推進

こどもから高齢者まで、あらゆる世代の健康の増進を図るため、はねぴょん健康ポイントアプリや人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクトなど、区民の健康づくり活動の支援を行うとともに、ランニング大会の開催など、区民のスポーツへの関心を高めスポーツ実施率向上につなげる取組を進めました。

・文化とふれあう機会の創出

文化や芸術といった心を豊かにしてくれるものと気軽にふれあう機会の創出に向け、企画展等の開催や収蔵・展示の機能を有する絵画等の保管拠点を整備するとともに、美術品の更なる利活用の検討などを進めました。

・気候変動緩和策の推進

環境アクションプランで掲げた温室効果ガス排出量の削減目標について、さらに意欲的な削減目標を掲げ、気候変動緩和策の推進を強化するため、令和5年3月に大田区脱炭素戦略を策定しました。

・産業振興施策の推進・強化

稼ぐ力の創出に向けた区内企業の自己変革を支援するため、中小製造業と大手企業・研究開発機関等の発注者を繋ぐデジタル受発注プラットフォームの構築・拡大や、中小個店のキャッシュレス決済の定着に向けたプレミアム付きデジタル商品券の発行などを行いました。

・HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり

世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」の形成を目指し、土地区画整理事業を進めました。また、羽田空港跡地第1ゾーン整備事業のうち第一期事業について、羽田イノベーションシティが令和5年11月にグランドオープンを迎えました。

さらに、「HANEDA×Pi0」を拠点とした多様な交流機会の創出や、先進的な技術・サービスを有する企業が区内で実証実験を展開するための伴走支援などを行いました。

・あらゆる災害に対する防災力の強化

激甚化する自然災害のみならず、新たな感染症の発生時においても、迅速かつ的確な対策を講じつつ、必要な行政サービスの提供を継続できるよう、新たな危機管理体制の構築に向けた検討や、防災備蓄管理体制の見直しなどを行いました。

また、令和元年の東日本台風を踏まえ、令和5年4月から田園調布地区における水防の活動拠点施設として田園調布水防センターの運用を開始し、激甚化する台風や集中豪雨などの自然災害に対し、迅速な水防活動が可能な体制を構築しました。

- ・鉄道沿線まちづくりの推進

新空港線の整備を契機とした沿線まちづくりを加速させるため、執行体制を強化し、蒲田駅及び大森駅周辺地区における中長期の基盤施設整備検討や、下丸子駅周辺地区における下丸子1号、2号踏切の対策と合わせた駅周辺のまちづくりの検討などを進めました。

- ・SDGs未来都市計画の推進

令和5年5月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されたことを受け、令和5年12月にSDGs未来都市計画を策定し、オールおおたでSDGsを達成するための機運醸成や制度構築を進めました。

2 新たな行政需要に対応するための業務改革

ア 事務事業の見直し・再構築

- ・公共施設予約システムの更改

令和6年1月の公共施設予約システムの更改により、システム利用時間の拡張や、新たに文化センターの予約・抽選申込みが可能となるなど、区民の利便性の向上が図られたほか、自動抽選機能の活用により、業務の効率化に繋がりました。

- ・事業の効果検証、再構築の実施

限られた経営資源の中において、社会経済状況や行政需要の変化に柔軟かつ的確に対応するため、基本計画の策定を見据えた事業の効果検証、再構築の仕組みとして事業レビュー、事業見直しを実施し、事業の廃止や縮小により新陳代謝を進める一方、さらなる効果向上に向け一部内容を強化、拡充するなど、メリハリのある見直しを行いました。

- ・外郭団体等との適切な役割分担による既存事業の総量抑制・事業効果拡大

（公財）大田区産業振興協会が、区内事業者の相談に対し、ワンストップで必要な情報の提供や専門家による助言の提供を行う経営相談窓口機能と産業プラザ全体の案内機能を有する「Pi0 フロント」を開始し、来館者の利便性の向上を図りました。

また、区内小・中学校や区民等を対象とする食品ロスに関する出前授業や、区内事業者から排出される未利用食品を区内福祉団体等で有効活用するための地産地消型未利用食品マッチング事業を（一財）大田区環境公社に委託し、食品ロス削減に関する普及啓発の取組を進めました。

さらに、各課発注の施設修繕工事について、専門的な視点から各課からの相談に対応する窓口を（株）大田まちづくり公社に委託し、工事の品質の維持・向上と施設管理の円滑化を図るほか、職員の業務負担軽減に繋がりました。

イ 業務の効率化

・書かない窓口の推進

令和6年2月から本庁舎や特別出張所窓口等において、氏名や住所を書かなくても住民票の写しや印鑑証明書などの申請書類を作成できる申請書作成システム「Caora」を導入し、区民の利便性の向上や窓口業務の円滑化を図りました。

・RPA の活用

職員がコンピューターを操作して行う作業を自動で代行する RPA を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染者管理システムへの入力作業の職員負担軽減などを行いました。

・庁内端末機器の更改

端末更改や無線 LAN 等の整備により、自席以外（会議室や自宅等）での活用を推進し、オフィス環境改善とペーパーレス化を加速させ、職員の生産性向上を図りました。

ウ 運営体制の見直し

・会計年度任用職員に係る社会保険事務の集約

各課で対応していた会計年度任用職員の社会保険の事務手続を人事課に集約し、事務の効率的を図りました。

・都市計画関係事務の集約

都市計画審議会や景観審議会など、課内の複数係で対応していた事務手続の執行体制を見直し、業務集約による効率化と専門職との連携強化を図りました。

・保育の必要性の認定事務の執行体制見直し

教育総務課と保育サービス課で実施していた保育の必要性の認定事務を保育サービス課に集約することで、委託事業者の職員数見直しによる委託費削減や、執務スペースの削減に結びつけました。

・係の統合による担当係長制

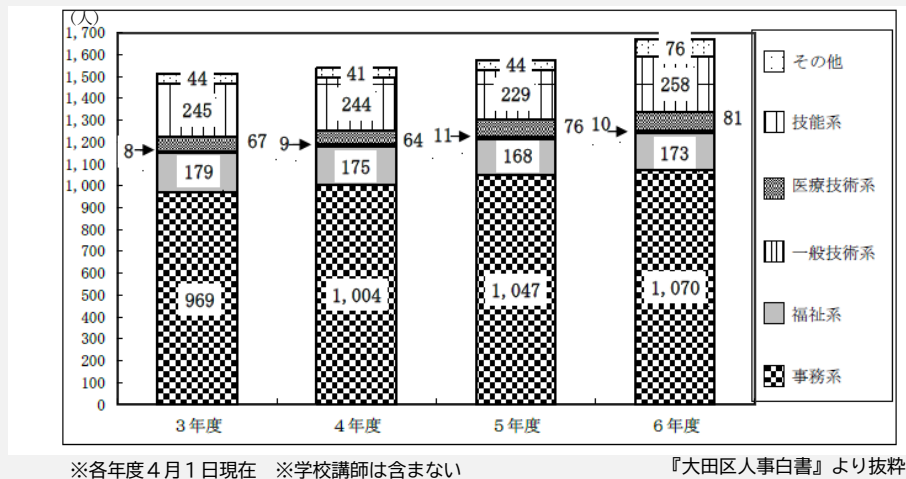
所管業務や執行体制を踏まえ、係を統合し担当係長とする組織改正を行いました。担当係長とすることで職員の適性や業務の繁閑等を踏まえた柔軟な執行体制を組むことができるとともに、社会情勢や行政需要の変化に迅速に対応することができます。

エ 会計年度任用職員の効果的活用

会計年度任用職員⁵は常勤職員との役割分担を整理した上で、一時的・臨時的な業務について重要な人的資源として活用をしています。定型的な業務への活用を図っているほか、施設等における集団感染対応を担う「感染症対応看護師」など、職員が有していない専門性の高い知識や経験を有する職員を有効に活用しました。

会計年度任用職員数は、図表9のとおり年々増加しています。

■図表9 会計年度任用職員数（職種別）の推移



⁵ 「会計年度任用職員」とは、一会計年度（4月1日から翌年3月31日）を超えない範囲で任用される、一般職の地方公務員です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）により制度が導入されました。

大田区職員定数基本計画
(令和7年度～令和10年度)
令和7年3月

発行／大田区企画経営部企画課

〒144-8621
東京都大田区蒲田5-13-14
電話 (03) 5744-1125
Fax (03) 5744-1502

「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）【概要版】

総務財政委員会

令和7年4月15日

企画経営部 資料2番

所管 施設整備課

整備計画とコンセプト

馬込地区の公共施設については、昭和44年度築の「馬込区民センター」をはじめ、昭和45年度築の「馬込図書館」など、数多くの施設が更新の時期を迎えている。

本構想は、こうした施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れるなど、「大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」に基づきながら、地域ごとのまちづくりを見据え、効果的・効率的な施設マネジメントによって「区民サービスの維持・向上」を目指すもの。

整備対象施設

本構想では、老朽化が著しい昭和46（1971）年度以前に建築された「旧旧耐震」の建物を中心に、その周辺施設を整備対象とする。

なお、本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて整備を進めていく。

○中馬込地区（二丁目・三丁目周辺）

施設名	敷地面積	延床面積 （※現施設）	用途地域 （※建築率・容積率）	建築年度
馬込図書館	868 m ²	1,608 m ²	近隣商業地域 (80%・300%)	昭和45年
馬込特別出張所	895 m ²	856 m ²		昭和60年
馬込保育園	1,773 m ²	818 m ²	第一種中高層住居専用 地域 (60%・200%)	昭和60年
馬込文化センター	950 m ²	1,208 m ²	第一種住居地域 (60%・300%)	昭和54年

○南馬込地区（四丁目・五丁目周辺）

馬込区民センター	1,496 m ²	1,298 m ²	第一種低層住居 専用地域 (50%・100%)	昭和44年
南馬込四丁目児童館		224 m ²		
みなみまごめ保育園	1,032 m ²	936 m ²		昭和42年
郷土博物館	2,199 m ²	2,097 m ²		昭和53年

コンセプト（案）

1 幅広い世代が利用しやすい環境づくり

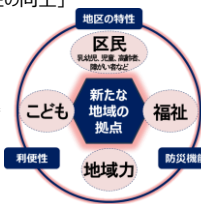
- ・こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
- ・アクセス性の向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
- ・利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」

2 「歴史・文化・自然」など 地区の特性に合った施設づくり

- ・「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
- ・「景観」を生かすとともに「環境に配慮した施設」の整備

3 災害時に備えた防災拠点機能の強化

- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・災害を想定した機能の充実

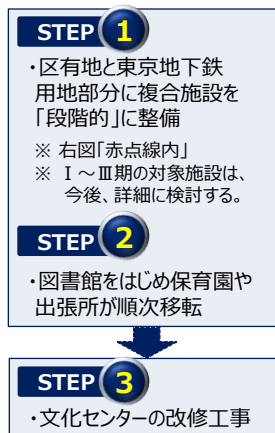


整備内容（中馬込）

中馬込地区では、区有地に隣接する「東京地下鉄用地（約1,278m²）」を活用することにより、可能な限り「仮設建物を建築しない」など、「整備コストの縮減」をはじめ、工事期間中における「継続した区民サービスの提供」を目指している。具体的には、区有地と東京地下鉄用地を活用し、出張所、保育園、図書館からなる「新・複合施設」を整備する。

文化センターについては、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中は「一時休館」とする予定。

工事ステップ



複合施設を整備する場合のメリット

なお、中馬込地区の公共施設の「整備手法」には、出張所や保育園を「改修」し、図書館のみを「新築」とするといった選択肢があるが、この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となるなど以下の課題が発生する。

- ◆ 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- ◆ 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- ◆ 建築年度が古い図書館の対応が遅延

「複合施設」の整備により、上記「課題の解決」に加え、以下の「メリット」を見込むことができる。

- ◆ 出張所・保育園の「仮設建物」での運営期間中の解消
- ◆ 東京地下鉄用地から出張所・保育園部分の坂道の移動の円滑化（高低差の解消）
- ◆ 施設来館者の「交流と賑わい」の創出
- ◆ 新築建物を整備することによる「ZEB基準」の実現

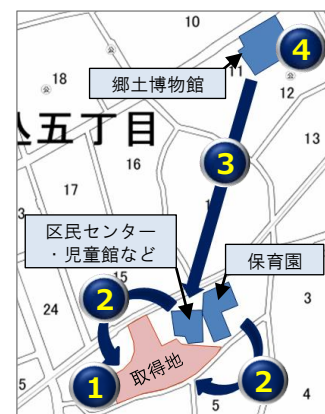
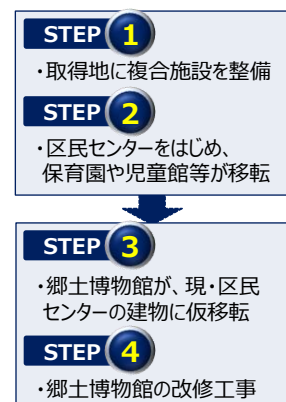
整備内容（南馬込）

南馬込地区では、令和3年に「取得した用地（約3,554m²）」を活用し、区民センター、保育園、児童館に加え、サテライト図書館（閲覧スペースや貸出窓口を備える小規模なスペース）などからなる「新・複合施設」を整備する。なお、上池台障害福祉会館馬込分場については、本館への機能統合に向けた検討を進める。

郷土博物館については、別途、改修時期を検討することとし、工事期間中は区民センターの建物に仮移転する予定。

また、現在の区民センター及び保育園の跡地については、将来の行政需要などを踏まえ、今後活用方法を検討する。

工事ステップ



スケジュール

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めていく。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い、「工事期間」が「長期化」している。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討する。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

上記スケジュールは、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のもの。両地区での新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手する。

※ 以上の内容は現時点のもの。今後の検討により、整備内容やスケジュールが一部変更となる場合がある。

馬込地区公共施設整備

に係る基本構想

(案)

令和 7 年 3 月

大田区

目次

1. はじめに	3
コラム「基本構想」とは	5
2. 地区の特性.....	6
3. 整備対象施設	8
4. 整備コンセプト・取組の視点	9
中馬込地区の整備概要（案）	10
コラム「ZEB ^{ゼフ} 」とは.....	11
南馬込地区の整備概要（案）	13
5. 両地区のスケジュール概要（案）	14
コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組	15

1. はじめに

はじめに

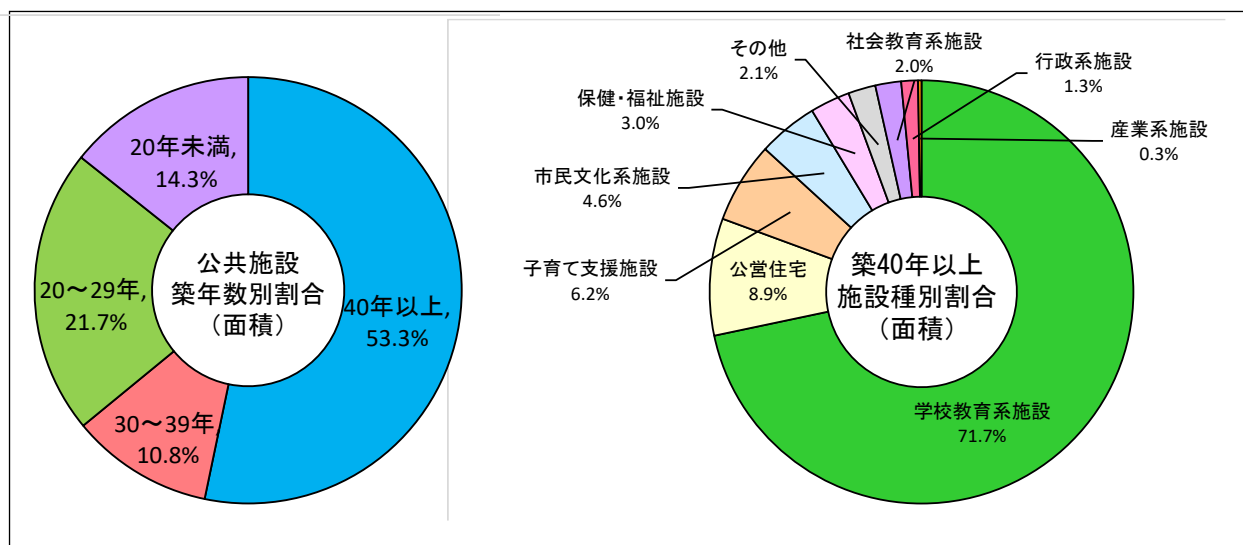
本基本構想については、馬込地区の老朽化した公共施設の更新に当たり、基本的な方向性を定めるものです。区では、公共施設の整備と合わせ、区民や来街者を惹きつける「魅力あるまちづくり」を進めることで、馬込地区の発展を目指しております。

公共施設の状況

区が保有する公共施設は、昭和 30 年代から 50 年代にかけて集中的に整備されてきました。令和 4 年現在において、約 570 施設、延床面積約 127 万㎡の公共施設のうち、約 65 万㎡（約 53%）が築 40 年以上を経過するなど、老朽化が進行しております。

区では、こうした現状や新しい行政需要（バリアフリー、少子高齢化、環境負荷低減等）を踏まえながら、『大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）』に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントに取り組んでおります。

【図 1】 築年別の整備状況



出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月）

総量抑制

社会情勢の変化による床面積の増加や、施設の老朽化への対応に伴う更新費用の増加を踏まえ、区では、『大田区公共施設適正配置方針（平成 28 年 3 月）』において、2060（令和 42）年度までに公共施設の延床面積を概ね 1 割程度削減することを目標として掲げております。

このような中でも、区は、公共施設の利便性の一層の向上に努めるなど、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指しております。

上位計画における馬込地区の取組

『大田区公共施設等総合管理計画』（令和4年3月改訂）において、馬込地区の取組については、以下のとおり整理しております。

馬込地区

◇整備計画

- ・馬込第三小学校及び複合施設
 «令和11年度竣工予定»
- ・馬込東中学校 «計画中»
- ・馬込小学校
 «令和5年度増築工事着手予定»

◇更新の検討を要する主な公共施設

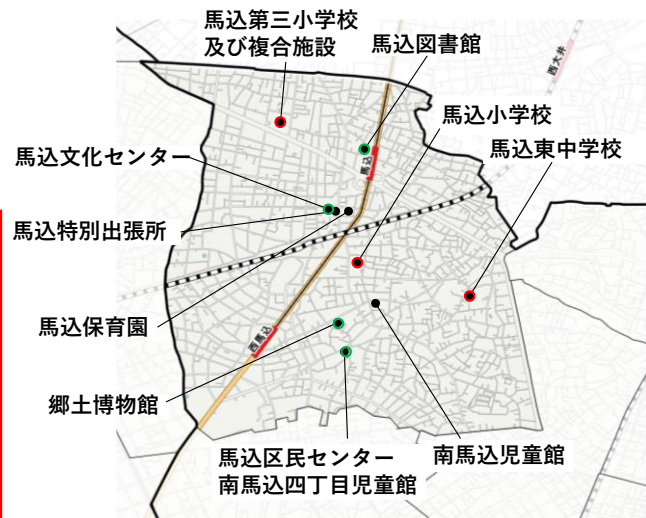
- ・馬込区民センター（昭和44年度築）
- ・南馬込四丁目児童館（昭和44年度築）
- ・馬込図書館（昭和45年度築）
- ・郷土博物館（昭和53年度築）
- ・馬込文化センター（昭和54年度築）

◇周辺の公共施設

- ・南馬込児童館（昭和51年度築）
- ・馬込特別出張所（昭和60年度築）
- ・馬込保育園（昭和60年度築）

◇取り組みの視点

- ・老朽化した施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れ、馬込地区の特性に合った施設整備を検討する。
- ・図書館のあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・区民センター・文化センターのあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・各学校の特色や敷地・周辺環境を踏まえた整備を行い、学校教育活動の一層の向上を目指す。
- ・郷土博物館について教育的な効果も含め立地場所や展示内容の検討を行うことで、区民還元や観光資源としての価値向上を図り、回遊性向上を目指す。
- ・子ども・子育て支援新制度を踏まえ、放課後の児童の安全・安心な居場所づくり事業を推進する。
特別出張所と地域包括支援センターの複合化等による地域力の推進拠点づくりを検討する。
高齢者に対する相談機能、元気維持・介護予防機能等の充実を図る。



出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

コラム 「基本構想」とは

本基本構想では、老朽化した施設の整備を契機とし、地域特性や新しい行政需要等を踏まえるなど、地域全体を俯瞰的に捉え、整備を進める公共施設を位置付けます。さらに、設計や竣工後の運営段階までを貫く基本的な考えであるコンセプトを定めます。

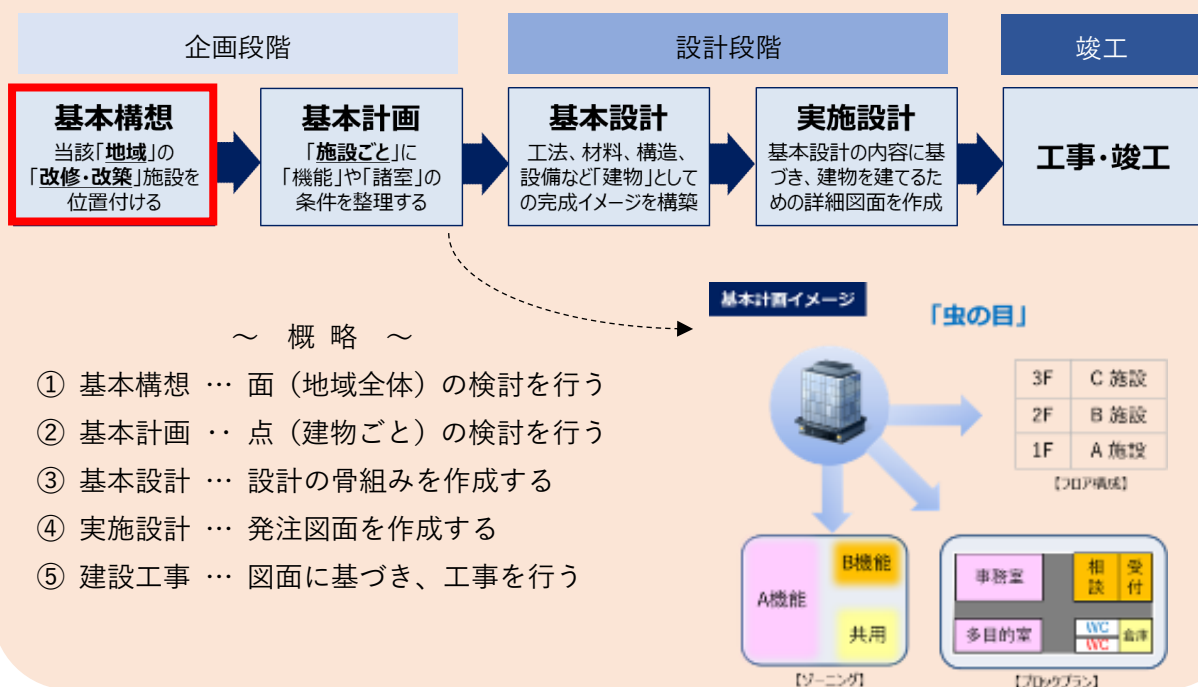
※施設内の具体的な機能などについては、次の取組である「基本計画」で検討いたします。

【図2】 本基本構想（整備を進める公共施設）のイメージ



【図3】 施設整備までの取組

基本構想は、公共施設整備を進める際の一番はじめの取組です。



2. 地区の特性

馬込地区の特性

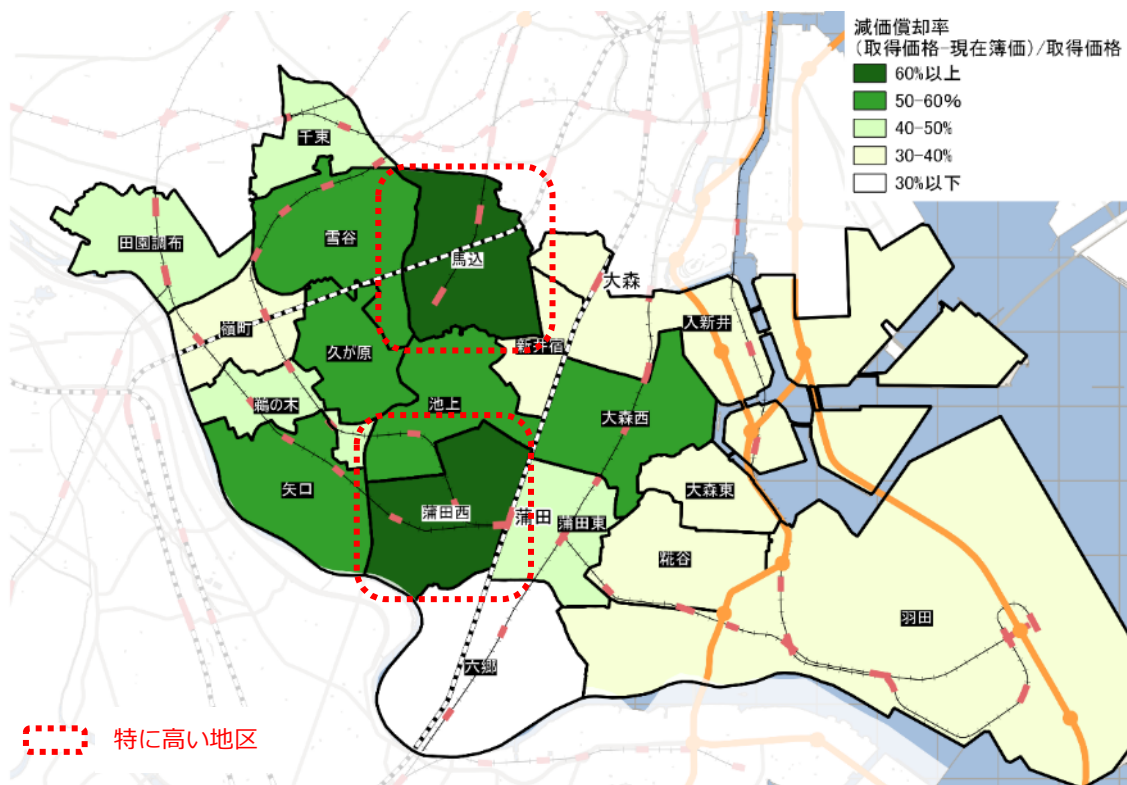
馬込地区は、起伏に富んだ地形で大部分が閑静な住宅地であり、農業を営む生産緑地も点在しております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』の馬込・池上地域の都市づくり方針では、「池上本門寺をはじめとする歴史文化資源や緑豊かな自然環境を維持・保全し、落ち着いた住宅地を形成するとともに、区民や来街者が訪れやすく快適に過ごせる都市づくりを進める」ことが求められております。また、多くの文士や芸術家が住んでいた地域でもあり、「博物館」や「記念館」など、歴史・文化の観光資源と公共施設や商店街などのネットワークを強化し、地域の回遊性の向上とにぎわいの創出を図るとともに、公共施設の効果的・効率的な配置を進めることで、区民や来街者を惹きつけることが求められております。

馬込地区の公共施設の状況

公共施設の老朽度合いを18特別出張所管内別でみると、馬込地区は、減価償却率（減価償却率が高いほど、老朽化が進んでいる）が特に高い地区となります。

【図4】公共施設の減価償却状況

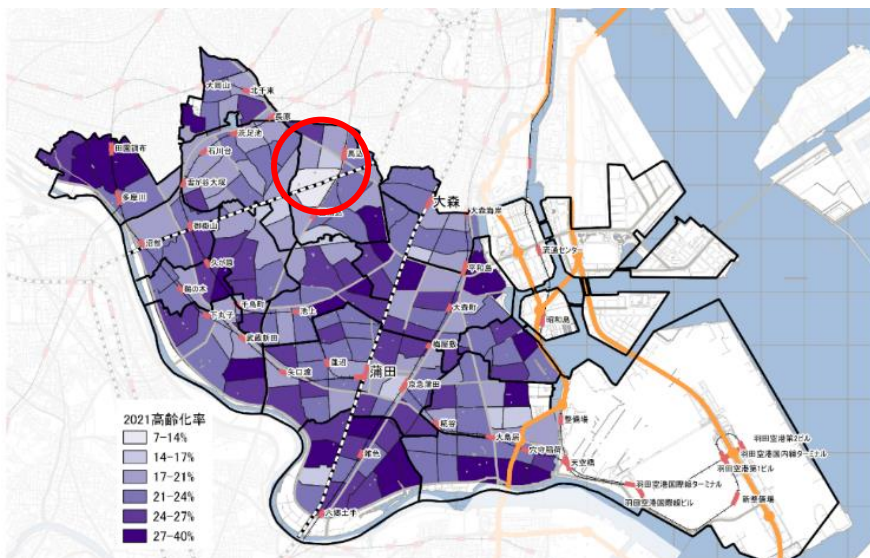


出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

馬込地区の高齢化率

区内全域では、住宅地を中心に高齢化が進展していますが、流入人口が多い馬込地区では高齢化率が低くなっております。

【図5】区内の高齢化率



出典：国土交通省国土数値情報、住民基本台帳（2021（令和3）年1月1日）

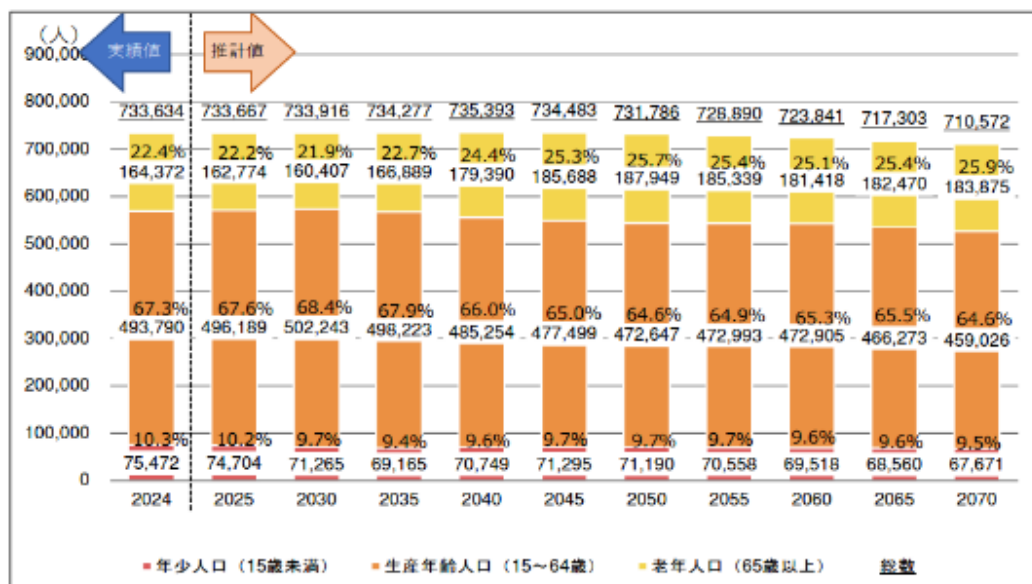
区の将来人口推計

区では、新たに2070（令和52）年までの将来人口を推計いたしました。2040年代半ばからは、少子多死による自然減の拡大により人口が緩やかに減少しますが、長期的には70万人の人口規模を維持します。

なお、馬込地区がある大森地域の特徴として、年少人口については、他の地域と比べ、減少の割合が緩やかであることが見込まれております（2024年：25,777人⇒2070年：25,745人）。

※詳細は「大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要：年少人口（0-14歳）__地区別（基本推計）」参照

【図6】将来人口推計（区全体）



出典：大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要

3. 整備対象施設

基本的な考え方

区では、『大田区公共施設個別施設計画（令和3年3月）』に基づき、昭和46（1971）年度以前に建築された「旧耐震基準」の建物は、原則、「新築（建替え）」とし、それ以外の建物については、築年数に応じて「改修」するなど、計画的に公共施設の整備を行っております。

この考え方を踏まえ、馬込地区における整備対象施設は、「馬込図書館」と「馬込区民センター」を中心とするとともに、周辺施設の再配置も視野に入れて検討しております。なお、本基本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて「整備」を進めてまいります。

【表1】中馬込地区の対象建物概要一覧

	馬込図書館	馬込特別出張所	馬込保育園	馬込文化センター
敷地面積	868 m ²	895 m ²	1,773 m ²	950 m ²
延床面積	1,608 m ²	856 m ²	818 m ²	1,208 m ²
築年度	昭和45年	昭和60年	昭和60年	昭和54年
用途地域	近隣商業地域/準住居地域/第一種住居地域	近隣商業地域/ 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域
建蔽率	80%/60%	80%/60%	60%	60%
容積率	300%	300%/200%	200%	300%
高度地区	第三種高度地区 最低限高度地区	第三種高度地区/ 第二種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区
日陰規定	5h-3h/4m	5h-3h/3h-2h/4m	3h-2h/4m	5h-3h/4m
防火指定	準防火地域/防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域

【表2】南馬込地区の対象建物概要一覧

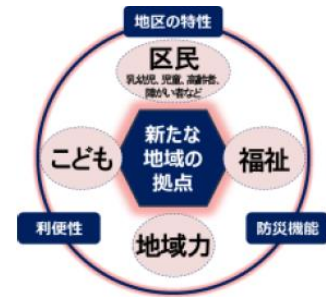
	馬込区民センター※	みなみまごめ保育園	郷土博物館
敷地面積	1,496 m ²	1,032 m ²	2,199 m ²
延床面積	1,880 m ²	936 m ²	2,097 m ²
築年度	昭和44年	昭和42年	昭和53年
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居用地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%	50%	50%
容積率	100%	100%	100%
高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区
日陰規定	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）
防火指定	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域

※ 「南馬込四丁目児童館」、「上池台障害福祉会館馬込分場」を含む

4. 整備コンセプト・取組の視点

整備コンセプト

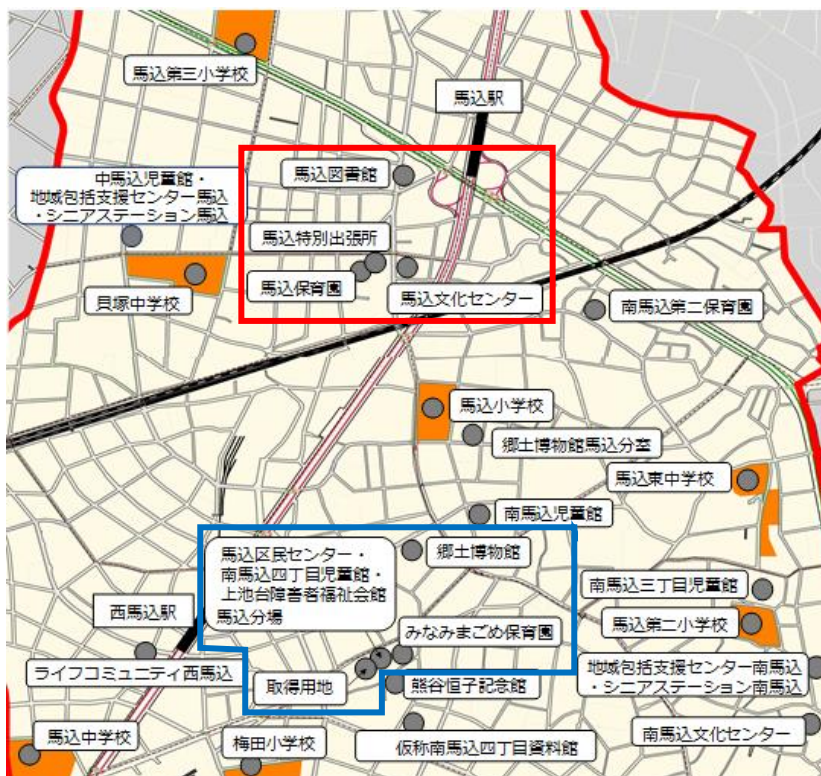
- ① 幅広い世代が利用しやすい環境づくり
 - ⇒ こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
 - ⇒ アクセシビリティの向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
 - ⇒ 利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」
- ② 「歴史・文化・自然」など地区の特性に合った施設づくり
 - ⇒ 「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
 - ⇒ 「景観」を生かすとともに「環境に配慮」した施設の整備
- ③ 災害時に備えた防災拠点機能の強化
 - ⇒ 安全・安心なまちづくりの推進
 - ⇒ 災害を想定した機能の充実



2つのエリア設定

馬込地区の中で、特に老朽化している馬込図書館（中馬込）、馬込区民センター（南馬込）を中心に、「中馬込地区」（図7 赤枠）と「南馬込地区」（図7 青枠）のエリアを設定し、それぞれにおいて検討を進めております。

【図7】現況配置図



中馬込地区の整備概要（案）

区では、令和6年9月に、東京地下鉄（株）との間で『財産交換に係る基本協定』を締結いたしました。この協定に基づき、今後、「馬込図書館の土地」と「東京地下鉄（株）用地（約1,278㎡）」を交換する予定であることから、本基本構想では、この土地交換を前提に整備プランの検討を進めております。

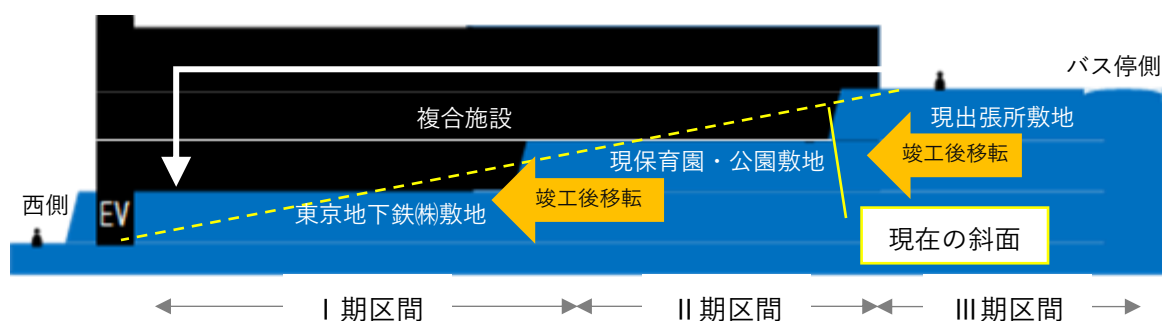
中馬込地区の整備においては、この区有地に隣接する「東京地下鉄（株）用地」を活用することにより、数多くのメリットがあると考えております。例えば、両敷地をまたいで新築の建物を整備することで、建物内の移動により、「坂道の移動が円滑化（高低差を解消）」できる点や、「ZEB基準」などにより環境に配慮した建物の整備が実現できます。さらに、敷地全体を活用して工事を段階的に実施するなど「仮設建物を建築しない」ことにより、「整備費用の縮減」や工事中においても現在の建物にて「継続した区民サービスの提供」を目指します。

このように、中馬込地区では、隣接する土地を活用して馬込特別出張所、馬込保育園、馬込図書館からなる「新・複合施設」を整備するプランを検討しております。なお、新・複合施設においては、馬込地区に多くの文士や芸術家が住んでいたことを踏まえ、現・馬込図書館に存在する「馬込文士村資料室」をリニューアルし、実在する図書の紹介や、「郷土博物館」で保管している関連資料と合わせ、文士の魅力を発信いたします。

最後に、「馬込文化センター」については、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中については、「一時休館」とする予定です。

【図8】工事ステップ（案）と高低差解消のイメージ

工事については、上記のことを狙いとして、段階的に進めていくことを検討しております。



※Ⅰ～Ⅲ期工事については、今後、詳細に検討してまいります。

【表4】整備手法（案）

施設名	既存面積	整備手法	備考
馬込特別出張所	856 ㎡	改築（複合化）	・ 出張所敷地 895 ㎡
馬込保育園	818 ㎡		・ 保育園敷地 1,773 ㎡
馬込図書館	1,608 ㎡		・ 交換用地 1,278 ㎡
合計	3,282 ㎡	-	※以上の敷地（3,946 ㎡）を活用し、複合施設を整備予定

※ゆうやけ児童公園（466㎡）は、同等面積にて整備予定

コラム「^ゼブ「ZEB」とは

【 ZEB (Net Zero Energy Building) 】

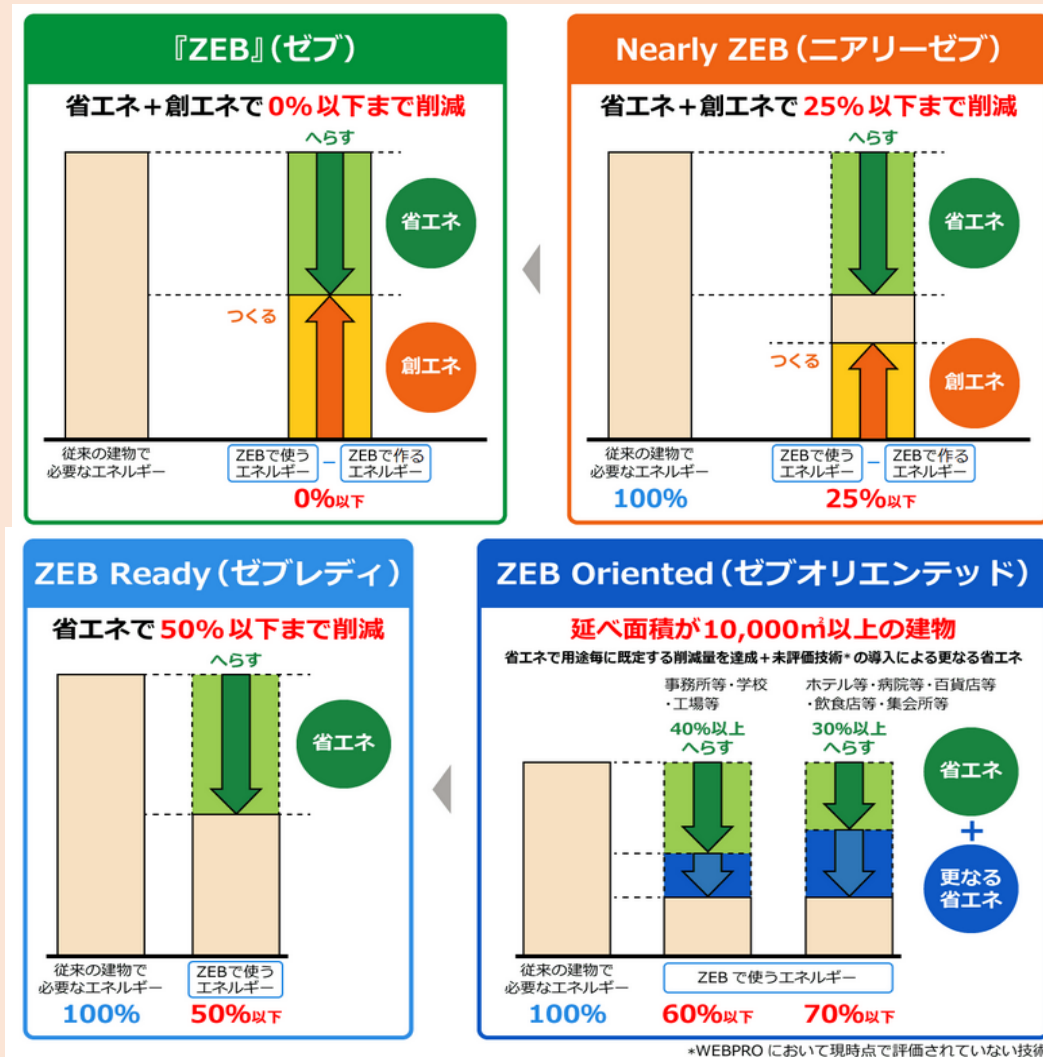
ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階の ZEB シリーズが定義されております。

区は、2022（令和4）年3月に『大田区環境アクションプラン』の改定に合わせ2030年（令和12年）までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を表明いたしました。

その実現に向けた環境負荷低減への取組として、今後、公共施設を新築する際には、ZEB（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4種類）の基準を目指し進めます。

【図9】 ZEBの定義



環境省HP『ZEB PORTAL』より引用

複合施設を整備する場合

工事ステップ

STEP 1

- ・区有地と東京地下鉄用地部分に複合施設を「段階的」に整備

※ 右図「赤点線内」

※ I～Ⅲ期の対象施設は、今後、詳細に検討する。

STEP 2

- ・図書館をはじめ、保育園や出張所が順次移転

STEP 3

- ・文化センターの改修工事



出張所や保育園を「改修」する場合

この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となり、以下の課題が発生します。

- 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- 建築年度が古い図書館の対応が遅延

上記、課題を解決するなど、効果的・効率的な施設マネジメントの観点から、中馬込地区において「複合施設」の整備を予定しております。

STEP 1

出張所・保育園の仮設移転工事

- ・出張所⇒文化セ
- ・保育園⇒地下鉄用地

STEP 2

出張所・保育園の仮移転

STEP 3

出張所・保育園の改修工事

STEP 4

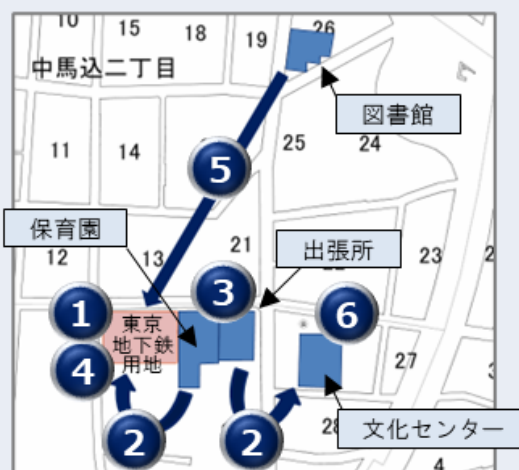
- ・保育園の仮設建物の解体工事
- ・図書館の新築工事

STEP 5

図書館の移転

STEP 6

文化センターの改修工事



南馬込地区の整備概要（案）

区では、令和3年2月に、公共施設整備用事業用地として、馬込区民センターと隣接する南馬込四丁目の土地（約3,554㎡）を取得いたしました。本基本構想では、この土地の活用を前提に、整備プランの検討を進めております。南馬込地区の整備については、馬込区民センター、南馬込四丁目児童館、みなみまごめ保育園などからなる「新・複合施設」を整備し、その後、郷土博物館を改修するプランを検討しております。

「馬込区民センター」については、稼働率が高い「体育館」は引き続き整備し、「集会室」などに関しては、現在の利用実態を踏まえ、より多目的な利用が可能となるような多機能化を検討しております。「ゆうゆうくらぶ」の機能については、新施設のロビー空間を有効活用し、引き続き囲碁や談話などができるよう検討いたします。

「南馬込四丁目児童館」については、児童館の利用状況や馬込地区における子育てニーズ等を踏まえ、児童館機能の整備・強化を引き続き検討いたします。

「みなみまごめ保育園」については、新・複合施設への入所を予定しておりますが、私立園であるため、改築手法（複合化もしくは単独で現地改築）については今後、運営事業者と調整を図ってまいります。ただし、いずれの場合においてもこの地で運営継続を図り、引き続き、子どもを健やかに守り育てる取組みを進めてまいります。

なお、「上池台障害福祉会館馬込分場」については、上池台障害者福祉会館（本館）に機能統合する方向で検討いたします。

その他、高低差のある馬込地区において、高齢者や子育て世代の図書館利用が困難な状況にあることから、新たに図書の閲覧スペースと図書館等資料貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）を整備することを検討してまいります。

【表5】整備手法（案）

施設名	現状面積	整備手法	備考
馬込区民センター	1,298 ㎡	改築（複合化）	取得用地（約 3,554 ㎡）を活用し、複合施設を整備予定 ※みなみ馬込保育園については、複合化もしくは現地改築を予定
南馬込四丁目児童館	224 ㎡		
みなみまごめ保育園	936 ㎡		
サテライト図書館	—		
上池台障害者福祉会館馬込分場	358 ㎡	本館へ機能統合	
合計	2,816 ㎡	—	

※ 「馬込区民センター」や「みなみまごめ保育園」の跡地活用については、現時点では未定とし、新しい行政需要等を踏まえて、今後検討いたします。

※ 郷土博物館は、現在地にて改修を予定しています（工事中は馬込区民センターを仮移転先として活用予定）。

※ 「郷土博物館馬込分室（昭和40年度築）」については、馬込第三小学校複合施設内（収蔵庫機能）に移転する予定です。郷土博物館馬込分室の跡地については、郷土博物館の改修に合わせて検討いたします。

南馬込の整備のイメージ

工事ステップ

STEP 1

・取得地に複合施設を整備

STEP 2

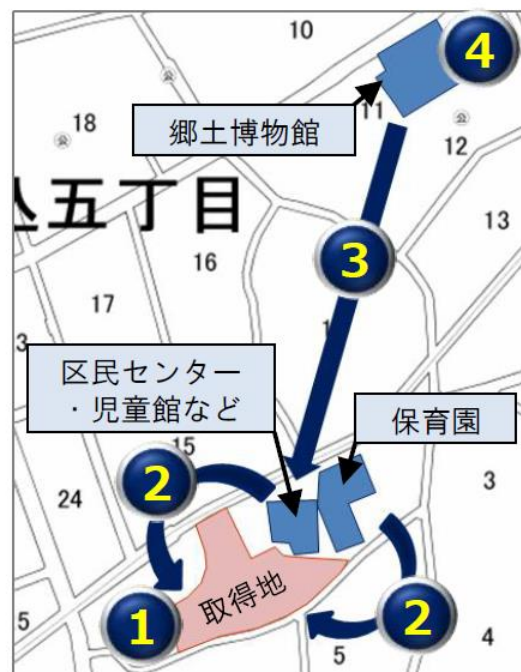
・区民センターをはじめ、保育園や児童館等が移転

STEP 3

・郷土博物館が現・区民センターの建物に仮移転

STEP 4

・郷土博物館の改修工事



5. 両地区のスケジュール概要（案）

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めてまいります。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い「工事期間」が「長期化」しております。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討いたします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

※ 上記「スケジュール」は、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のものです。

※ 新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手してまいります。

コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組

デマンド型交通・自動運転バス

令和5年7月から令和6年6月において、区と東急バス(株)は、公共交通不便地域（区では、鉄道駅から500m以上かつ、バス停からも300m以上離れている地域を言う）である「池上駅・西馬込駅接続エリア」と「蒲田駅接続エリア」において、「公共交通不便地域の改善」や「多様な移動サービスの提供」を狙いとして「予約制の相乗り型の交通サービス」である「デマンド型交通実証実験」を実施いたしました。今後は、検証結果を踏めて、他自治体での事例等を研究しつつ、その他の手段も含めて公共交通不便地域の改善について引き続き検討してまいります。



また、令和7年1月には、持続可能な地域交通の実現に向けた取組として天空橋駅から萩中公園間で市街地を走行するルートにて「自動運転バスの実証運行」を実施いたしました。

区では引き続き、次世代技術の活用をはじめ多様な交通手段の確保に向け、今後も取組を進めてまいります。



コミュニティサイクル

一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車（電動アシスト付き）を借りることができ、返却することができるシステムです。都市の新たな移動手段として、国内でも多くの都市で導入されており、区内でも数多く配備をしております。



馬込地区の公共施設整備における対応

区では、回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」について、ハード・ソフトの両面から検討を進めております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』における馬込・池上地域の都市づくり方針においては、良好な住環境の維持・保全を図りながら地域内の回遊性を高めて、地域の魅力発信をしていくことが重要としております。このため、馬込地区の公共施設整備に当たっては、これらの多様な交通手段の受け皿となれるようなハード整備について検討してまいります。

1 策定の目的

本基本計画は、「（仮称）上池台二丁目複合施設基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とする。

周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「**利用者の活動に資する諸室・施設**」の**条件整理を行った**。

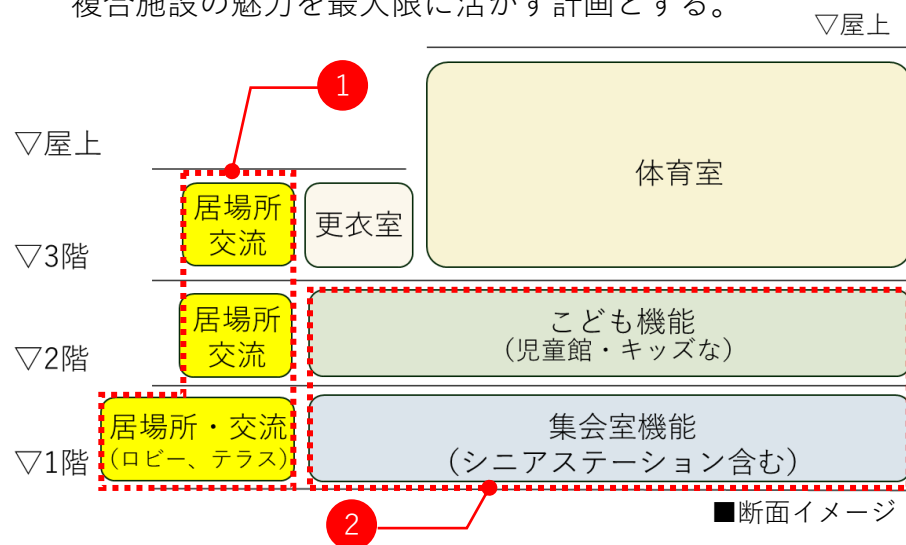
2 計画地周辺環境の分析

周辺環境とのつながりについて以下のポイントに配慮して計画を行う。



3 建物ボリュームとゾーニングの考え方

複合施設の魅力を最大限に活かす計画とする。



■基本構想の建替えコンセプト

『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切にし、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

1. すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設

世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。

2. 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設

すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。

3. 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点

施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくります。

ポイント①

洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある**本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する**。

ポイント②

洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な**景観づくり**に配慮する。

ポイント③

住宅地の中に立地しているため、音や視線など**住環境等に配慮する**。

ポイント④

駐車場については既存の位置をベースに**安全性や利便性に配慮する**。

【前提条件】

法規制等により面積・高さともに**既存と同程度の建物ボリュームとする**。

ポイント①

施設全体で「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現するために、居場所・交流空間に吹抜等を計画し、**つながりに配慮する**。

ポイント②

機能連携を図りやすくするために、諸室の兼用や利用者層が**類似している機能を同一フロアに配置する**。

4 コンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「**利用者の活動**」の**具体化**を図った。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

★**居場所・交流機能（共有空間）**を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。

- ・居場所（談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など）
- ・多世代交流（季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど）

★**貸館機能（多目的室）**は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。

- ・軽運動利用（フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいらないスポーツなど）
- ・会議室利用（フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など）

★**貸館機能（体育室）**は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画する。

- ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど

★**高齢者支援機能（シニアステーション）**は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。

- ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など

★**こどもの居場所機能（児童館）**は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば（※1）や、一般利用（小中高生）、学童保育事業（※2）を想定する。

★**子育て支援機能（子ども家庭支援センターキッズな）**は、子育てひろば事業（乳幼児親子の居場所）（※1）、相談事業（子育てや家庭の悩み相談）、ファミリーサポート事業（ボランティアの登録や相談会）、一時預かり事業（生後5か月～小学校就学前）を想定する。

※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズなの施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。

※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

5 建設中の対応について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとする。

○児童館（学童保育事業含む） → 三本松公園拡張用地の一部

○子ども家庭支援センターキッズな → 洗足池児童館の一部

なお区民センター（集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ）の運用は建替え期間中は休止する。

6 今後のスケジュール

設計及び建設工事に必要な期間は以下の通り。

※詳細な解体・建築工事スケジュールは基本・実施設計時に詳細を検討する。

【年度】								
	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和10	令和11	令和12
全体計画	基本構想策定	基本計画	基本・実施設計		解体・建築工事			
			仮設先設計・工事					
	○庁内検討	○庁内検討	★（予定）住民説明会					
	-----		指定管理契約期間					

（仮称）上池台二丁目複合施設
（洗足区民センター）基本計画
（案）

令和7年4月

大田区

— 目次 —

1. 事業概要	1
2. 計画敷地概要	3
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案	5
4. 施設計画	
(1) 施設ゾーニング案	10
(2) ゾーニングで配慮する事項	11
(3) 必要諸室の整理施設	12
5. 工事期間の検討	13
6. 今後のスケジュール	14

1. 事業概要

1-1. 事業概要

既存施設の老朽化に伴い、洗足区民センター及び上池台児童館を建替え、新たにシニアステーションを加えた複合施設を一体で新設します。

1-2. 策定の目的

本基本計画は、「（仮称）上池台二丁目複合施設基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とします。

周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「利用者の活動に資する諸室・施設」の条件整理を行いました。

1-3.本施設が目指すべき姿

基本構想では、建替えコンセプトを掲げるとともに、具体的な3つの基本方針を定めています。

基本構想に基づき、『つながる・ひろがる地域の輪』をコンセプトに、区民にとって、安心・安全な居場所であり、主体的な活動ができ、まち全体が活性化する活動拠点を創出します。

また、基本計画では下記のコンセプトを実現するために、具体的な施設の使い方について、条件整理を行いました。

基本構想

『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切にし、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

1. すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設

世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。

2. 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設

すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。

3. 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点

施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくりまします。

2. 計画敷地概要

2-1. 周辺環境について

計画敷地は、東急池上線の洗足池駅から南へ約0.3kmの場所にあります。近隣には洗足池、勝海舟記念館、洗足池図書館があり歴史・文化などの地域資源が豊富な地域となっています。

敷地南西側には「洗足流れ」「桜のプロムナード」があり自然豊かな環境を形成しています。駅や洗足池商店街の賑わいを感じつつ、自然・歴史・文化などの豊かな地域資源を取り込むことができる立地となっています。



2-2. 用途地域など

敷地概要は以下の通りです。用途地域が第1種中高層住居専用地域であるため、既存区民センター（集会室、体育室）については既存不適格の状態です。建替えにあたっては、建築基準法48条の許可の取得が必要になります。

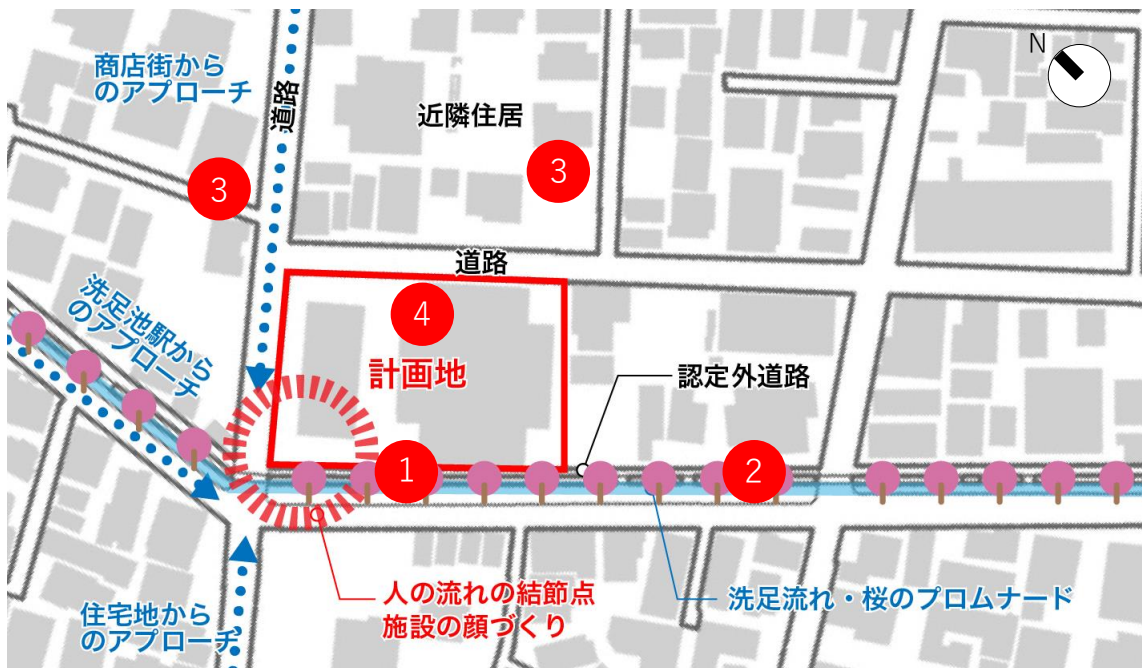
住所（住居表示）	東京都大田区上池台二丁目35番2号
住所（地名地番）	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2
敷地面積	2,045.39㎡
地域地区	第1種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、第2種高度地区、準防火地域

2-3. 周辺環境とのつながりや重視すべきポイントについて

洗足池駅からの洗足流れ沿い、にぎわいのある商店街、住宅地と、本施設は各方面からそれぞれアプローチしやすい場所であり、人の流れの多い場所に位置しています。特に西角は人の流れの結節点であることから、施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間の創出が大切です。

洗足流れに面していることを活かし、一体的な景観づくりに配慮します。

3面道路ですが、道路幅員も狭く住宅も密集していることから、音や安全性に配慮が必要です。また、斜線制限や日影規制も厳しいことから、部分的に壁面をセットバックするなど建物ボリュームの工夫が必要です。



ポイント①

洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する。

ポイント②

洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な景観づくりに配慮する

ポイント③

住宅地の中に立地しているため、音や視線など住環境等に配慮する。

ポイント④

駐車場については既存の位置をベースに安全性や利便性に配慮する。

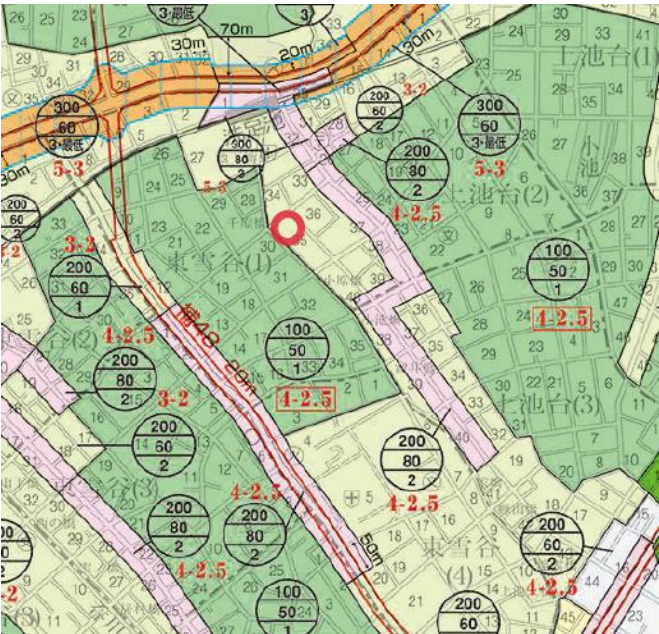
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

3-1. 法的条件

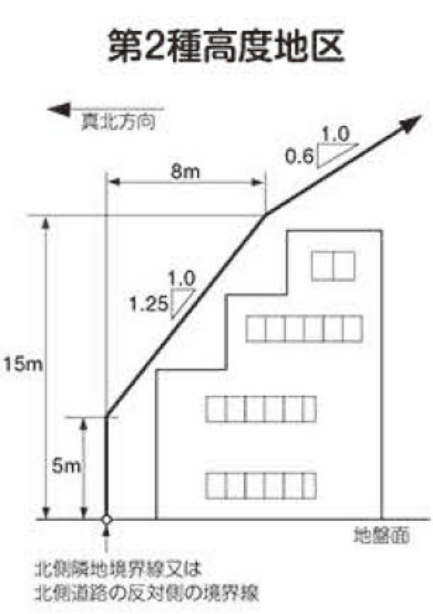
敷地概要

計画地	(住居表示)	東京都大田区上池台二丁目35番2号	
	(地名地番)	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2	
敷地面積	2,045.39㎡		
地域地区	第1種中高層住居専用地域、準防火地域、 第2種高度地区（H5m+1.25/1、H15m+0.6/1）		
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）		
許容建ぺい率・容積率	80（60+10角地+10準耐火）%	200%	
許容建築面積・ 容積率対象面積	1636.34㎡	4,090.86㎡	
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討		
隣地斜線	立ち上がり20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討		
日影規制	3時間-2時間 測定面4m ※平均地盤面0mで検討		

■都市計画図



■高度地区



第2種高度地区

真北方向

8m

0.6 1.0

1.25 1.0

15m

5m

地盤面

北側隣地境界線又は
北側道路の反対側の境界線

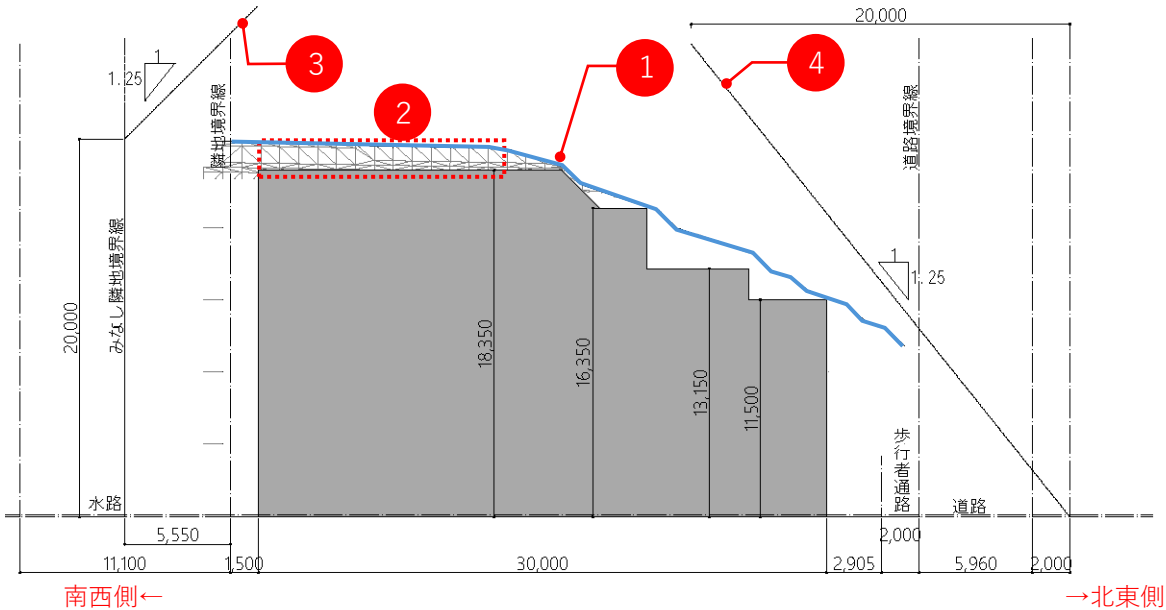
■各種条例基準

緑化（台地部地域） ※大田区へ緑化計画書を提出した場合、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第14条に基づく東京都への緑化計画書の届出を省略できる	【みどりの条例による地上部緑化基準】 敷地面積（道路拡幅、隅切りを除くこと可能）×（100-80※）×0.01×0.35 ＝敷地面積×7%以上…④ ※建ぺい率には緩和も含めることできる 【大田区公共施設整備指針第7条による地上部緑化基準】 敷地面積×10%以上…⑤ ④<⑤より、敷地面積×10%以上 【接道緑化基準】接道長さ×0.7以上 【屋上緑化基準】屋上で利用可能面積×0.25以上 地上部：2045.43×0.1＝204.54㎡以上 屋上部：810.86×0.25＝202.71㎡以上 接道部：92.09※×0.7＝64.46㎡以上 ※北東(53.57m)・北西(38.52)
自転車駐輪場台数	用途が対象外のため、義務なし
駐車台数 （東京都駐車場条例：周辺地区） ※特定用途の面積は今後の計画に合わせて要確認 【現在の考え方は以下】 ・特定用途：区民センター・体育館・SST ・非特定用途：児童館・子ども家庭支援センター・学童保育 ・廊下トイレ階段などの共用部は按分とする	合計6台 ※特定用途2200㎡、床面積4000㎡で算定 緩和係数①＝1－{（6000-4,000）／（2×4,000）}＝0.75 緩和係数②＝1－{（6000-4,000）／4,000}＝0.5 附置台数の算定：（2,200×①0.75）㎡／300㎡＝5.5→6台…④ 荷さばき駐車場付置台数の算定： （2,200×②0.5）㎡／7,000㎡＝0.157→1台 ④の内訳…6台×0.3＝1.8 →2台以上は普通車対応とする →普通車(2.5mx6m)1台、障がい者用(3.5mx6m)1台、小型車(2.3mx5m)3台、荷さばき用(3mx7.7mxH3mまたは4mx6mxH3m)1台以上（障がい者用車室および、荷さばき用車室は、普通車用車室の内数とした。）
地域力を生かした大田区まちづくり条例 （一定規模建設事業に該当）	壁面後退 50cm以上 公道等の拡幅整備_道路中心から3.25m以上、角地のすみ切り底辺3m以上 駐車場 (2.3mx5m)2台以上 ※東京都条例のほうが厳しい 自動二輪車等駐車場 用途に応じて必要台数を設置 防火水槽 事業区域面積1500㎡以上⇒40t×1基 雨水抑制 事業区域面積500㎡以上対象 廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所 設置 エレベーターに防災キャビネットを設置
大田区公共施設整備指針	壁面後退_基準2条(2) 1m以上 歩行者通路_基準3条(1) 幅員2m以上（既設歩道と一体整備→合計2m以上） 隅切り_基準3条(3) 底辺3m以上 樹木本数_基準4条(11) 高1本、中2本、低5本/10㎡緑地毎 樹種_基準4条2項 区の木「クスノキ」区の花「ウメ」シンボルツリー：植樹時5m以上 雨水流出抑制施設_基準5条2項 0.05m3×2,045.39＝102.2695≒103m3以上

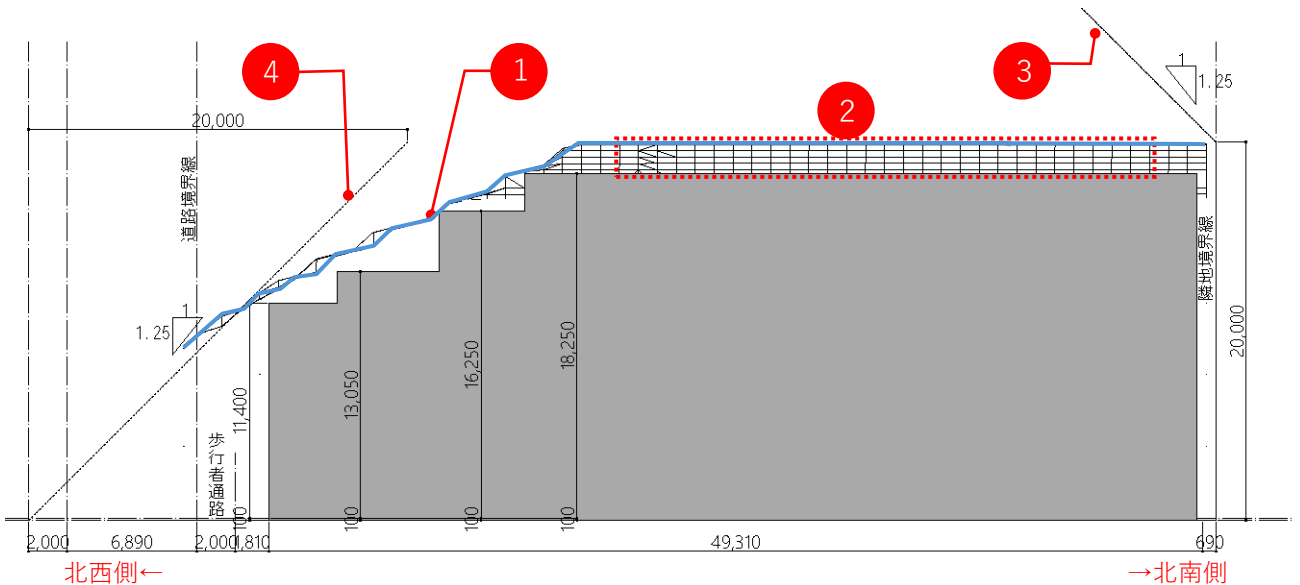
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

3-2. 建物ボリュームの検討（断面図）

— 日影制限ライン（建物はこのラインを越えることはできません）



<A-A' 断面図 1:400>



<B-B' 断面図 1:400>

断面ポイント①（逆日影ライン）

日影規制が厳しいため、北東側・北西側のボリュームは高さを抑える必要がある

断面ポイント②

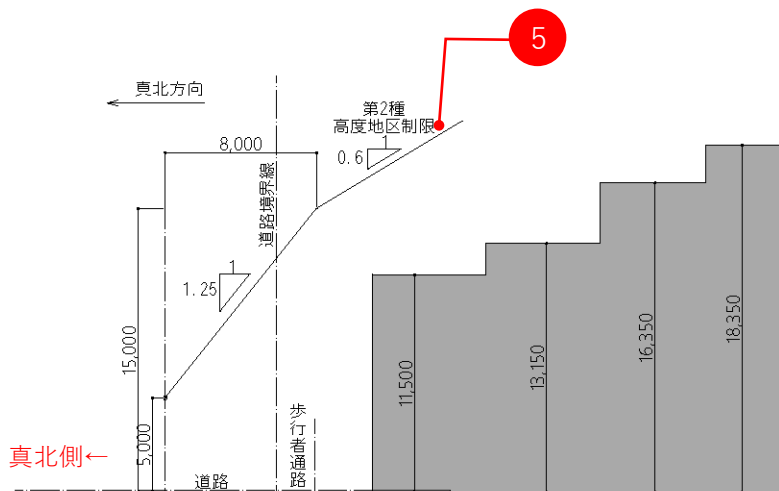
体育室上部は太陽光パネル設置を検討

断面ポイント③

隣地斜線による制限あり

断面ポイント④

道路斜線による制限あり



<C-C 断面図 1:400>

断面ポイント⑤
第2種高度地区のため、北側斜線による制限あり

<道路斜線制限の検討について>

歩行者用通路（2.0m）を後退距離として検討に含んでいます。

※フェンスや庇等の位置構造が未定のため、建物の後退距離分の緩和は見込んでいません。

3-3. 配置比較

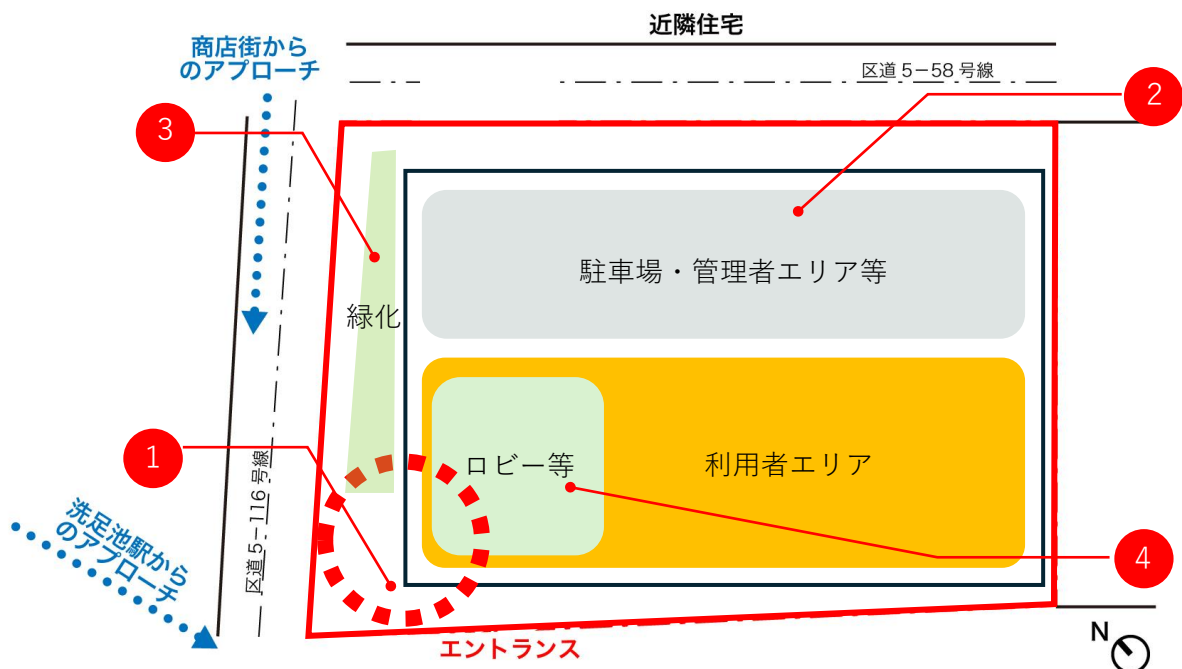
- ### A案：メインエントランス西側

B：メインエントランス東側

- ・メインエントランスは洗足流れやさくらのプロムナードに面し、かつ洗足池駅からのアクセスしやすい西側に計画
 - ・利用者諸室はメインエントランスの位置に合わせて西側に計画。西側の洗足流れやさくらのプロムナードとの一体的な景観づくりが可能な配置

3-3.配置比較より、A案をベースとした配置計画のポイントを以下に示します。

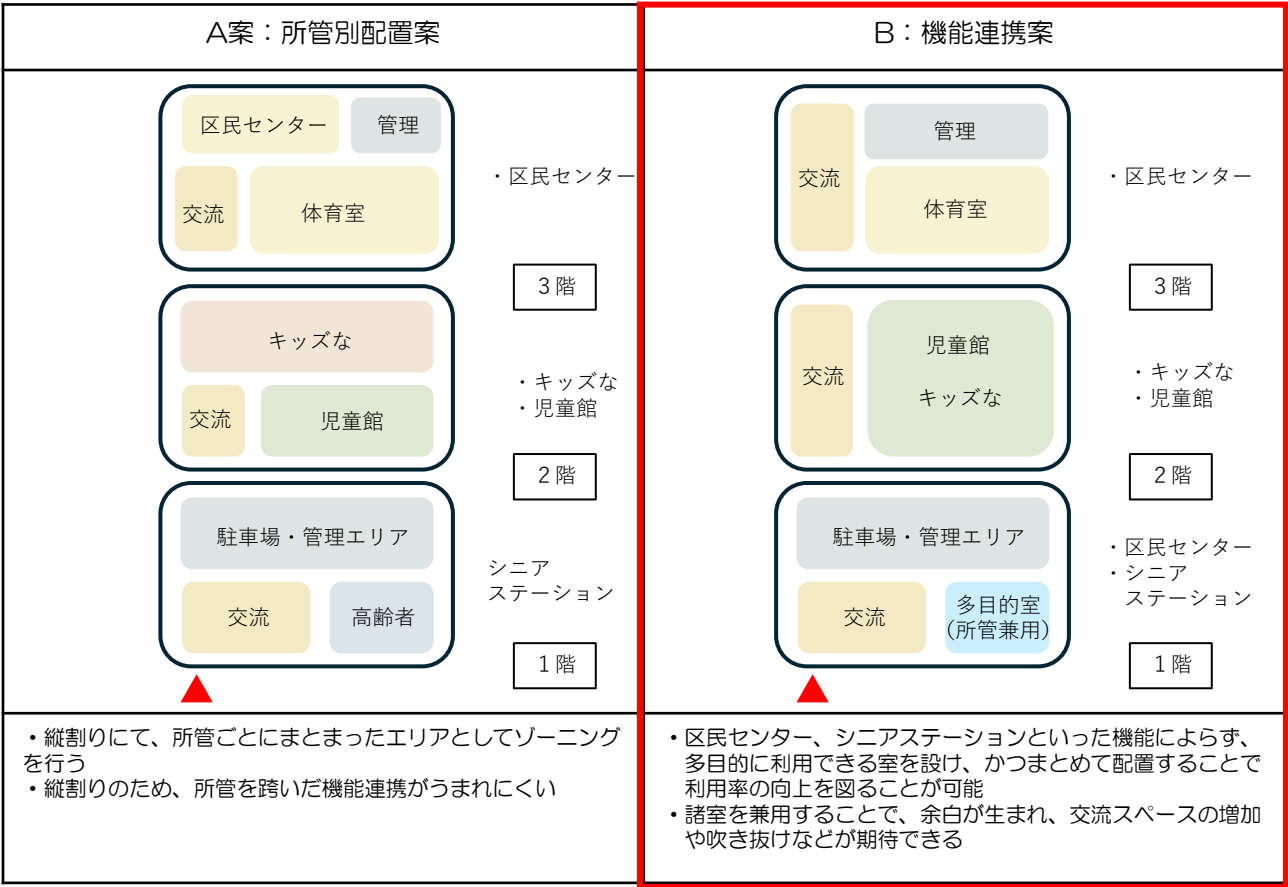
- ①周辺の人の流れを考え、メインアプローチは西側が望ましいと考えます。
- ②駐車場や駐輪場は人の流れの多い北西側を避けた北東側に計画し安全性や利便性に配慮します。
- ③各種条例や整備指針により定められている歩行者用通路や緑化面積を満たしながら、豊かな歩行者空間を計画します。
- ④基本構想のコンセプトを踏まえ、人の流れのあるスペースにテラスやロビーなどの交流スペースを計画するとともに、周辺の豊かな資源と一体的な景観づくりを行います。



4. 施設計画

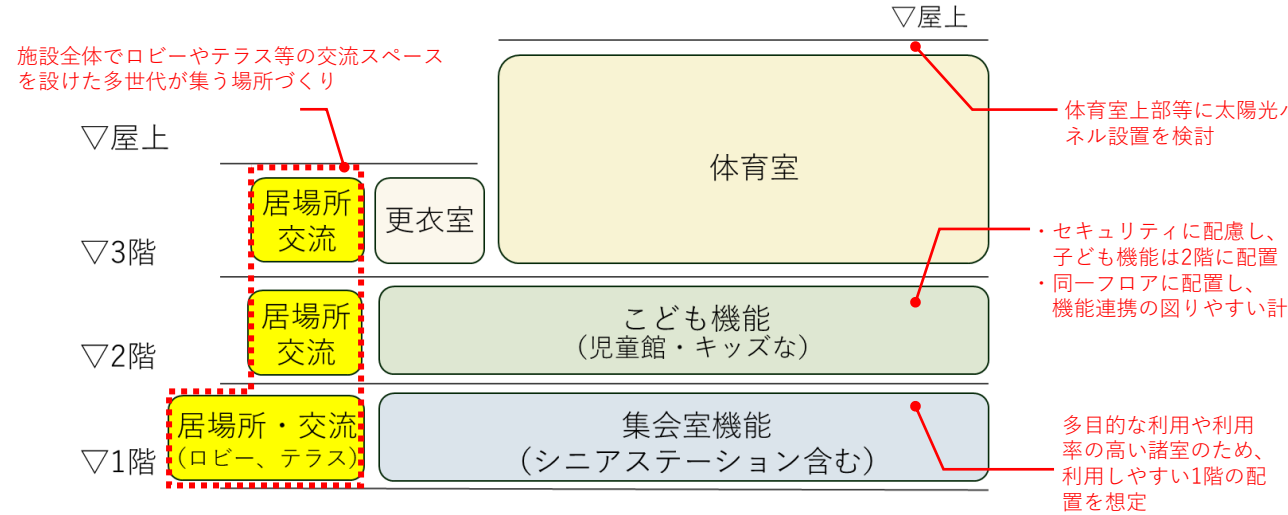
4-1. 施設ゾーニング案

○平面ゾーニング比較検討



○断面ゾーニング

- ・諸室の兼用や利用者層が類似している機能は同一フロアに配置することで、機能連携の図りやすい計画とします。
- ・吹抜等の計画により、上層階の視認性を高めた計画とすることで回遊性の向上を図り、基本構想で掲げられている、「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現します。



■ 1 階

⑤床面積を最大限活用するために、諸室の多機能化やフレキシブルな計画として、異なる規模や性能の部屋を所管に関わらず利用できるよう、諸室の兼用化を検討します。

■2階・3階・屋上

◎屋内に配置できない設備スペース等は
屋上設置を検討し、目隠し壁を設置する
など周囲への景観にも配慮します。



4. 施設計画

4-3. 必要諸室の整理

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「利用者の活動」の具体化を図りました。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

★居場所・交流機能（共有空間）を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。

- ・居場所（談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など）
- ・多世代交流（季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど）

★貸館機能（多目的室）は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。

- ・軽運動利用（フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいろいろなスポーツなど）
- ・会議室利用（フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など）

★貸館機能（体育室）は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画とする。

- ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど

★高齢者支援機能（シニアステーション）は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。

- ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など

★こどもの居場所機能（児童館）は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば（※1）や、一般利用（小中高生）、学童保育事業（※2）を想定する。

★子育て支援機能（子ども家庭支援センターキッズな）は、子育てひろば事業（乳幼児親子の居場所）（※1）、相談事業（子育てや家庭の悩み相談）、ファミリーサポート事業（ボランティアの登録や相談会）、一時預かり事業（生後5か月～小学校就学前）を想定する。

※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズな施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。

※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

5. 工事期間の検討

5-1. 工事行程

現在想定している工事期間は以下の通りです。なお、今後の基本設計の検討により、期間は変更となる可能性があります。

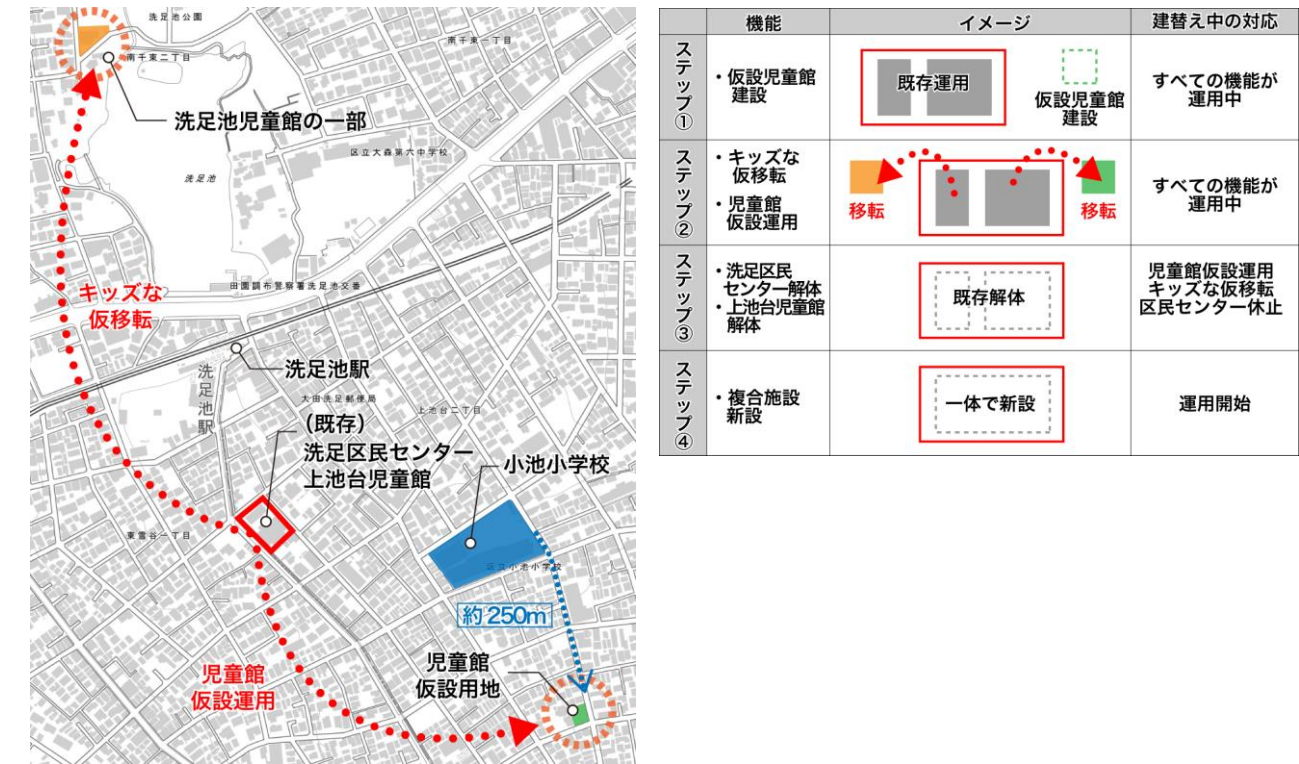
工事	工事期間（想定）					
仮設児童館設置 （仮設用地）	6か月					
既存解体 （本敷地）	8か月					
複合施設新設 （本敷地）	20か月					
仮設児童館撤去 （仮設用地）	4か月					

5-2. 建替え期間中の運用について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとします。

- ・児童館（学童保育事業含む）→三本松公園拡張用地の一部
- ・子ども家庭支援センターキッズな→洗足池児童館の一部

なお区民センター（集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ）の運用は建替え期間中は休止します。



6. 今後のスケジュール

現在想定している今後のスケジュール案は以下の通りで、令和7年度末に基本設計、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から解体工事着手予定です。

解体工事完了後、区民センター・児童館・キッズな・シニアステーション機能が一体となった複合施設を新設します。既存施設のゆうゆうくらの機能はシニアステーションに引き継ぎます。

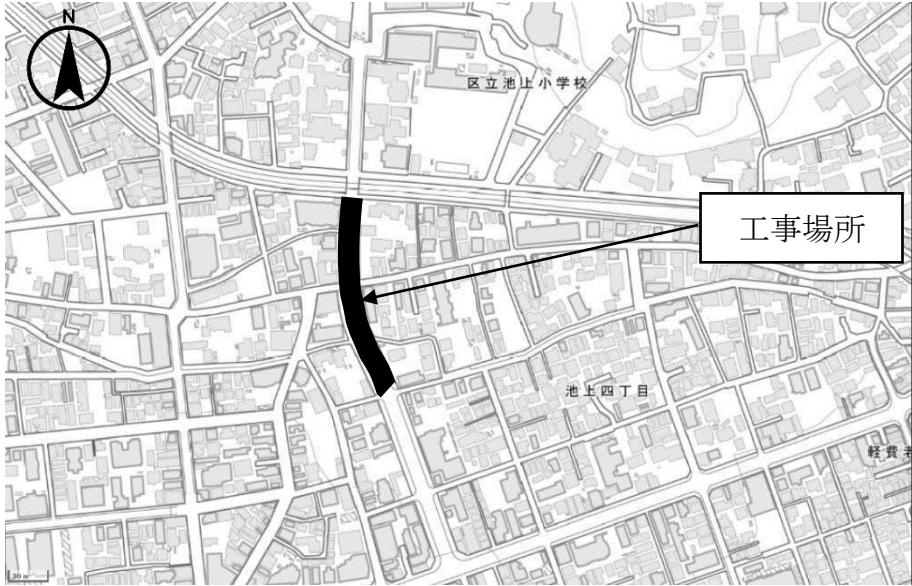
なお、令和8年度末に区民センターの指定管理契約期間が満了するため、それ以降に解体工事に着手することを想定していますが、工事期間については、今後の設計業務の中で詳細を検討していきます。

【年度】								
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全体計画	基本構想策定	基本計画	基本・実施設計		解体・建築工事			
			仮設先設計・工事					
	〇庁内検討	〇庁内検討	★（予定）住民説明会					
	指定管理契約期間							

総務財政委員会
令和 7 年 4 月 15 日
総務部 資料 1 番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	主要第 23 号線整備工事（池上新参道）その 1
契 約 金 額	¥ 1 3 2 , 0 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区南馬込二丁目 13 番 3 号 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 友一
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 日
工 期	令和 8 年 2 月 1 6 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区池上四丁目 19 番から 24 番先 (2) 工事内容 電線共同溝整備施工延長 265.4m、管路工 一式、プレキャストボックス設置工（特殊部） 一式、地上機器用ハンドホール 一式、蓋設置工（特殊部） 一式、信号用ハンドホール設置工 一式、蓋設置工（信号用ハンドホール） 一式、アスファルト舗装工（歩道部） 一式、アスファルト舗装工（車道部） 一式、区画線工 一式 (3) 案内図 	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	主要第23号線整備工事（池上新参道）その1		
令和7年4月2日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	池上建設株式会社	¥123,900,000 予定価格超過			
2	株式会社伊藤組	レ¥120,000,000 総合点47.4点 価格点10.4点 技術点37点			
3	株式会社トモエコーポ レーション 東京支店	¥111,180,000 総合点8.5点 価格点0点 技術点8.5点			
4	リック株式会社 エンジ ニアリング事業本部	辞退			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方 名 称 株式会社伊藤組
所在地 大田区南馬込二丁目13番 3 号

契約金額（税 込） ¥ 1 3 2 , 0 0 0 , 0 0 0 （落札率97.35%）
（税 抜） ¥ 1 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込） ¥ 1 3 5 , 5 8 7 , 1 0 0
（税 抜） ¥ 1 2 3 , 2 6 1 , 0 0 0

総務財政委員会
令和 7 年 4 月 15 日
総務部 資料 1 番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	入新井第五小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
契 約 金 額	¥ 1 3 3 , 1 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区山王三丁目 27 番 5 号 三ツ木建設工業株式会社 代表取締役 石井 潤
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 日
工 期	令和 8 年 2 月 6 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区大森北六丁目 4 番 8 号
- (2) 工事内容
ア 外壁改修工事 一式
イ 屋上防水改修工事 一式
ウ その他建築工事 一式
- (3) 案内図



総務財政委員会
令和7年4月15日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	大田区産業プラザ大展示ホール及びコンベンションホール吊物機構設備改修工事
契 約 金 額	¥ 1 4 3 , 0 0 0 , 0 0 0 - 随意契約
契約の相手方	台東区花川戸二丁目 11 番 2 号 森平舞台機構株式会社 代表取締役 森 健輔
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
工 期	令和 8 年 2 月 27 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 (2) 工事内容 吊物機構改修工事 一式 (3) 案内図 	

総務財政委員会
令和 7 年 4 月 15 日
区民部 資料 1 番
所管 課税課

大田区特別区税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、大田区特別区税条例（以下、「条例」という。）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、以下のとおり専決処分を行った。

1 改正概要

- （１）原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車税種別割（以下、「種別割」という。）の税率を2,000円とする。
- （２）身体障害者等が種別割の減免を受けようとする際に提示する書類に、免許情報個人番号カード（マイナ免許証）を追加する。
- （３）その他規定を整備する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 公布日

令和 7 年 3 月 31 日

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

5 専決処分の理由

以下の理由から緊急に条例を整備する必要があったため（処分日：令和 7 年 3 月 31 日）。

- （１）種別割の標準税率の区分の見直しに伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日公布、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに合わせ、条例の税率区分の規定を整備する必要があるため。
- （２）マイナンバーカードと運転免許証等の一体化に伴う改正道路交通法が令和 7 年 3 月 24 日に施行されたこと等に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請に関する条例の規定を整備する必要があるため。

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
第1条から第38条まで（略） （種別割の税率）	第1条から第38条まで（略） （種別割の税率）
第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
（1） 原動機付自転車	（1） 原動機付自転車
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> に掲げるものを除く。） 年額 2,000円
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
<u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u>	
<u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円	<u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
<u>オ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	<u>エ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
（2）及び（3）（略）	（2）及び（3）（略）
第40条から第46条まで（略） （身体障害者等に対する種別割の減免）	第40条から第46条まで（略） （身体障害者等に対する種別割の減免）
第46条の2（略）	第46条の2（略）
2 前項第1号の規定によつて種別割の減	2 前項第1号の規定によつて種別割の減

新	旧
免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示</u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)から(4) (略) (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) (略)	免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示</u> <u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1)から(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び <u>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) (略)

新	旧
<u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)及び(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6)から(8)まで (略) <u>5</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。 第47条から第66条まで (略) 付 則 (略) <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u>	<u>3</u> 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)及び(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ _____ _____ (6)から(8)まで (略) <u>4</u> 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。 第47条から第66条まで (略) 付 則 (略)

新	旧
<u>第 2 条 改正後の第39条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>	